

第一百九十八回国会
衆議院

文部科学委員会議録 第十三号

平成三十一年四月二十六日(金曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 龜岡 健民君

理事 大塚 拓君

理事 馳 弘介君

理事 義家 崇君

理事 城井 正樹君

理事 青山 周平君

理事 上杉謙太郎君

小田原 潔君

大串 神谷

中谷

下村

高木

神谷

尾身

岡下

小林

百武

古田

宮内

川内

初鹿

山川

吉川

○亀岡委員長 次に、お諮りいたします。本日、最高裁判所事務総局総務局長村田孝志君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○亀岡委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。初鹿明博君。

○初鹿委員 立憲民主党の初鹿明博です。

きょうは平成最後の委員会になりますので、平成最後の質問をさせていただきます。

○亀岡委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。初鹿明博君。

○初鹿委員 立憲民主党の初鹿明博です。

きょうは平成最後の委員会になりますので、平成最後の質問をさせていただきます。（発言する者あり）はい、厳しくいきます。

前回、ちょっと時間がなくて途中で途切れてしまつたのですが、実は一番大臣にお伝えしたかったことが伝えられなかつたんですね。一番大臣に伝えたかったことというのは何かというと、今、学生の皆さんのが非常に困惑をしているということなんですね。

先日、我が党の部会で関係者の皆さんに来ていただきたときには、今、四年生になつた学生二人に来ていただきて、お話を聞きました。非常にこの状況に困惑をしていて、四年生ですから今就職活動を始めているところですが、明らかに就職活動に悪い影響が出ているということなんですね。

本当に我々も心してこの問題は取りかからないといけないと思うんですが、大学のおかしい部分を厳しく指摘していくということは非常に重要だし、ここをちゃんと正していかなければならぬと思うんですが、それによって大学の評価が下がつていくことによつて、誰が一番不利益をこうむるかというと、今通っている学生の皆さんがあり一番不利益をこうむる。

しかも、その中でもとりわけ今就職活動をしている四年生は、やはり、テレビのニュースとかでこの大学が問題だ問題だということをやられていました。もともとは、社会福祉士だとか保育士だとか、そういう資格を取ることもある中で企業を訪問しても、ああ、あの大学ねとううことになってしまって、本人の能力とは別にフィルターがかかって見られてしまうということなので、それを考へても、この大学の立て直しというのを本当に早急にやらないといふことを強く感じているところです。

きょうの議題は法科大学院の改正法案ですけれども、その法案の質疑の前に、前回の質問で取り残してしまつた東京福祉大学の問題について先に少し、何点か質問させていただきます。

成最後の質問をさせていただきます。（発言する者あり）はい、厳しくいきます。

前回、ちょっと時間がなくて途中で途切れてしまつたのですが、実は一番大臣にお伝えしたかったことが伝えられなかつたんですね。一番大臣に伝えたかったことというのは何かというと、今、学生の皆さんのが非常に困惑をしているということなんですね。

お手元に資料をお配りさせていただきたいておりますが、二月の六日に、文部科学省に対して学校の法人がいろんな質問に対し回答した文書を見ますと、二ページ目、めくつていただきと、ちょうど大きな段落の切れる一番下のところですね、創業者の方が授業を見学したりしている、そういう指摘に対しいろいろ回答しているんですが、その中で、まず、「この授業見学について学生から本学への苦情は一切ありませんでした。現在も学生から新しい授業方法についているんですけど、その中で、まず、「この授業見学について授業の内容がどういうものか」というと、公務員試験の過去問をひたすらみんなで読み合わせる、公務員試験の過去問を丸暗記させるという授業を行なっているそうなんですね。丸暗記ですよ。それで、先生がこの部分はこうしたことだと解説をやつてあるんです。丸暗記ですよ。それでは、先生がこの部分はこうしたことだと解説を入れようとする、創業者が、教員を制止をして、やめろ、解説するなどということを言つていたと。

要は、授業を受けている学生は、それがかなり威圧的なので、それ自身も怖いと思うし、そもそも過去問を丸暗記して公務員試験に受かるようになるのか、普通に考えたら疑問ですよね、それで、この授業を延々と受け続けるのがいいんだろうか、そんな思いになつていて、四年になつて授業活動とかしなければならないわけあります。また、当該授業を担当するにふさわしい教育上の能力を有する担当教員が指導計画をつくつて、そしてそれに基づいて授業を実施することが適切であるということからも、中島氏など教員以外者が個別の授業の実施に関与し、あるいは口を挟むといったことは不適切であつて、許容すべきではないと考えております。

○初鹿委員 ありがとうございます。

ぜひ、もう一回、本当に授業の実態も含めてきちんと調べていただきたいと思うんですよ。だって、過去問を丸暗記するんですよ。丸暗記するよ

かといふと、東京福祉大学は、この間に、公務員試験での合格者の実績をふやすんだといふことに変わつたと。もともとは、社会福祉士だとか保育士だとか、そういう資格を取ることもあるんですけど、今は公務員試験での合格実績を上げることに非常に偏つているといふことなんですね。

それによつて、キャリア開発演習という科目ができる、それが必修科目となつていて、必修なんですね。それで、四年生の段階で、七十七こま、週に七時間、合計で百十五時間何分かが必修になるということなんですよ。それによつて、ほのかの科目がどれなくなつて、保育士の資格を取ろうという人がその科目がとれないとか、そういう不都合も出ている、そんな状態になつているといふことなんですね。

また、授業の内容がこれまたひどいんですよ。先ほどちょっと触れましたが、授業にしばしば創立者の中島氏が見に来ていると、先生に対して授業中にいろいろ指図をするらしいんですね。その授業の内容がどういうものかといふと、公務員試験の過去問をひたすらみんなで読み合わせる、公務員試験の過去問を丸暗記させるという授業を行なっているそうなんですね。丸暗記ですよ。それで、先生がこの部分はこうしたことだと解説を入れようとする、創業者が、教員を制止をして、やめろ、解説するなどということを言つていたと。

要は、授業を受けている学生は、それがかなり威圧的なので、それ自身も怖いと思うし、そもそも過去問を丸暗記して公務員試験に受かるようになるのか、普通に考えたら疑問ですよね、それで、この授業を延々と受け続けるのがいいんだろうか、そんな思いになつていて、四年になつて授業活動とかしなければならないわけあります。また、当該授業を担当するにふさわしい教育上の能力を有する担当教員が指導計画をつくつて、そしてそれに基づいて授業を実施することが適切であるということからも、中島氏など教員以外者が個別の授業の実施に関与し、あるいは口を挟むといったことは不適切であつて、許容すべきではないと考えております。

うな授業で本当に試験に受かるようになるんですか。ちなみに、官僚の皆さんが来ておりますが、伯井高等教育局長は、試験に受かっていると思うんですが、過去問を丸暗記して公務員試験は受かるものなんですか。

○伯井政府参考人 暗記も非常に重要ではござりますが、それだけでは通らないということで、やはり思考力、判断力、表現力というものが求められると思います。

○初鹿委員 模範答弁だと思いますが、普通に考えて誰でもそう思うのを、暗記だけさせて解説をするのを制止している、こういうことをしていると。

それで、実は学生の方から言われているのは、

学生も教員に対して、こんな授業でどうなんですか、こんなことをしないでくださいといつて、真摯に受けとめてくれている教員もいて、学校側と

いろいろ話をしてくれているような教員の中には、こんなことをしないでくださいといつて、真摲に受けとめてくれている教員もいて、学校側と

いろいろ話をしてくるのですが、そうやって学生の側に信頼するそつなんですが、そうやって学生の側に信頼をされると、本当にひどいと思います。

そんな状態であるんですが、皆さんの手元に資料をお配りさせていただきましたが、四月の二十日付の通知書といふものをお配りさせていただ

きました。こちらは、さすがにもうやむにやまれぬ思いになつたんだと思いますが、学生の何人かが有志で弁護士さんに頼んでこういう通知書といふものを学校側に出したということです。

○筒井政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点につきましては、大学と学生との間の在学契約がどのような内容のものであるのか、

また、大学が募集要項で示していたカリキュラムを入学後に変更した場合に、それが教育内容につれての学生の期待や信頼を損なうものであるかどうかなどといった観点から、個別の事案における

具体的な事実関係を踏まえて裁判所によつて判断されるべきものでございますので、恐縮ではござりますが、一概にお答えすることは困難でござい

ます。

○高田政府参考人 お答えいたします。

本件につきまして事案の詳細を承知しております。

そういうことなんですね。

次のところをまた見ていただきたいんですけど、

九年のキャリア開発演習は九十分掛ける三十こ

ま、四十五時間で二単位、キャリア開発演習Ⅱは

五十分七十七こま、週七こま十一週で一百十五・

五時間で四単位となっています。しかしながら、

本在学契約の内容を記載した履修要項では単位制

について、一学期間十五週の毎週九十分の授業で

二単位となっている。この記述を見ても、七十七こまもやつて、それで四単位で、通常の単位、二

二単位となつてあると随分これは差がありますよね。

当初の約束と随分違うわけですよ。

そこで、きょうは消費者庁、また法務省にも来

ていただいているんですが、学生と学校との、こ

の入学をするに当たつて、これも一種の契約だと

思つんですね。学生が消費者に当たると思いま

す。こういうふうに募集要項で示したカリキュラム

を入学後に大幅に変更して、しかも、それが契約当事者である、消費者である学生には何ら相談もなく一方的に契約内容が変わつて、履修内容が変わつて、そして学生が望んでいなくてもそれを履修しないと卒業できないような、そういうことになります。カリキュラムが変えられてしまつて、これが契約内容が変わつて、その契約が気に入らないから破棄をするということがやはりしづらいですね。破棄をするということは学校を返してもらつても、本来、大学を出て、大学卒業という学歴をつけることが、そこが望みだつたにもかかわらず、それがかなわなくなる、そして時間的なものもこれは取り返しがつかないことになります。簡単に、これは債務不履行だから契約無効で破棄しますよで済む問題ぢやないと思うんですね。

その上で、大臣に、こういうカリキュラムの変更を、しかも大幅な変更を行つうということを何らか制限ができるものなのか、文科省としてはこれはもう許容してしまつてゐるのか、そこをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○柴山国務大臣 一般論として、大学においてど

うような授業科目を開設するかということは各大

学の自主的、自律的な判断によるものであります

ので、大学の判断によつてカリキュラムを変更す

ることは、今もお話しもありましたけれど、法

令上必ずしも禁止はされないと解されますけれど

からしっかりと、実地調査の結果も踏まえて、こ

せんけれども、一般論として申し上げれば、消費者契約法では、勧説に際して重要な事項について事実と異なることを告げたか、消費者の利益を一方的に害する条項が使用されていたか等、法に定めた要件を満たしているかどうかにより、契約の取消し又は条項の無効を主張することができるかどうかが判断されます。

いたずらにせよ、消費者契約法は民事ルールであるため、最終的には裁判所において個別具体的な事例の該当性が判断されるものでござります。

○初鹿委員 それでお答えは、最終的には個別に判断することになるということなんですね。

ただ、学校という組織はまず文科省が認可をしていただいているんですが、学生と学校との、この入学をするに当たつて、これも一種の契約だと

思つんですね。学生が消費者に当たると思いま

す。ただ、学校という組織はまず文科省が認可をして、いろいろ組織であるといふことですので、まずそこには文科省も一定の責任なりがあるのではないかと思ひます。

そして、単なる、物を買ったとかそういう契約と違つて、学生側にとつてみれば、この契約が気に入らないから破棄をするということがやはりしづらいですね。破棄をするということは学校を返してもらつても、本来、大学を出て、大学卒業という学歴をつけることが、そこが望みだつたにもかかわらず、それがかなわなくなる、そして時間的なものもこれは取り返しがつかないことになります。簡単に、これは債務不履行だから契約無効で破棄しますよで済む問題ぢやないと思うんですね。

その上で、大臣に、こういうカリキュラムの変更を、しかも大幅な変更を行つうということを何らか制限ができるものなのか、文科省としてはこれはもう許容してしまつてゐるのか、そこをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○柴山国務大臣 一般論として、大学においてど

うような授業科目を開設するかということは各大

学の自主的、自律的な判断によるものであります

ので、大学の判断によつてカリキュラムを変更す

ることは、今もお話しもありましたけれど、法

令上必ずしも禁止はされないと解されますけれど

からしっかりと、実地調査の結果も踏まえて、こ

うな授業で本当に試験に受かるようになるんですか。ちなみに、官僚の皆さんが来ておりますが、伯井高等教育局長は、試験に受かっていると思うんですが、過去問を丸暗記して公務員試験は受かるものなんですか。

○伯井政府参考人 暗記も非常に重要ではござりますが、それだけでは通らないということで、やはり思考力、判断力、表現力というものが求められると思います。

○初鹿委員 模範答弁だと思いますが、普通に考えて誰でもそう思うのを、暗記だけさせて解説をするのを制止している、こういうことをしている

と。

それで、実は学生の方から言われているのは、学生も教員に対して、こんな授業でどうなんですか、こんなことをしないでくださいといつて、真摯に受けとめてくれているような教員も中には

いるそつなんですが、そうやって学生の側に信頼をされると、本当にひどいと思います。

○筒井政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点につきましては、大学と学生との間の在学契約がどのような内容のものであるのか、

また、大学が募集要項で示していたカリキュラムを入学後に変更した場合に、それが教育内容につれての学生の期待や信頼を損なうものであるかどうかなどといった観点から、個別の事案における

具体的な事実関係を踏まえて裁判所によつて判断されるべきものでございますので、恐縮ではござりますが、一概にお答えすることは困難でござい

ます。

○高田政府参考人 お答えいたします。

本件につきまして事案の詳細を承知しております。

○筒井政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点につきましては、大学と学生との間の在学契約がどのような内容のものであるのか、

また、大学が募集要項で示していたカリキュラムを入学後に変更した場合に、それが教育内容につれての学生の期待や信頼を損なうものであるかどうかなどといった観点から、個別の事案における

具体的な事実関係を踏まえて裁判所によつて判断されるべきものでございますので、恐縮ではござりますが、一概にお答えすることは困難でござい

ます。

○初鹿委員 ありがとうございます。

資料に示しております二月六日の回答書のところに、今大臣が答弁されたような、いろいろ弁解

も、今後の委員お示しになつた通知書、あるいは、御案内かと思いますが、四月二十三日に、私ども、法務省と共同で実地調査を実施したとかいうこと

について、学生側にとつてみれば、この契約が気に入らないから破棄をするといふことがやはりしづらいですね。破棄をするといふことは学校を返してもらつても、本来、大学を出て、大学卒業という学歴をつけることが、そこが望みだつたに

づらいですね。破棄をするといふことは学校を返してもらつても、本来、大学を出て、大学卒業という学歴をつけることが、そこが望みだつたにもかかわらず、それがかなわなくなる、そして時間的なものもこれは取り返しがつかないことになります。簡単に、これは債務不履行だから契約無効で破棄しますよで済む問題ぢやないと思うんですね。

その上で、大臣に、こういうカリキュラムの変更を、しかも大幅な変更を行つうということを何らか制限ができるものなのか、文科省としてはこれはもう許容してしまつてゐるのか、そこをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○柴山国務大臣 一般論として、大学においてど

うような授業科目を開設するかということは各大

学の自主的、自律的な判断によるものであります

ので、大学の判断によつてカリキュラムを変更す

ることは、今もお話しもありましたけれど、法

令上必ずしも禁止はされないと解されますけれど

からしっかりと、実地調査の結果も踏まえて、こ

うな授業で本当に試験に受かるようになるんですか。ちなみに、官僚の皆さんが来ておりますが、伯井高等

教育局長は、試験に受かっていると思うんですが、過去問を丸暗記して公務員試験は受かるものなんですか。

○伯井政府参考人 暗記も非常に重要ではござりますが、それだけでは通らないということで、やはり思考力、判断力、表現力というものが求められると思います。

○初鹿委員 模範答弁だと思いますが、普通に考えて誰でもそう思うのを、暗記だけさせて解説をするのを制止している、こういうことをしている

と。

それで、実は学生の方から言われているのは、学生も教員に対して、こんな授業でどうなんですか、こんなことをしないでくださいといつて、真摯に受けとめてくれているような教員も中には

いるそつなんですが、そうやって学生の側に信頼をされると、本当にひどいと思います。

○筒井政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点につきましては、大学と学生との間の在学契約がどのような内容のものであるのか、

また、大学が募集要項で示していたカリキュラムを入学後に変更した場合に、それが教育内容につれての学生の期待や信頼を損なうものであるかどうかなどといった観点から、個別の事案における

具体的な事実関係を踏まえて裁判所によつて判断されるべきものでございますので、恐縮ではござりますが、一概にお答えすることは困難でござい

ます。

○高田政府参考人 お答えいたします。

本件につきまして事案の詳細を承知しております。

○筒井政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点につきましては、大学と学生との間の在学契約がどのような内容のものであるのか、

また、大学が募集要項で示していたカリキュラムを入学後に変更した場合に、それが教育内容につれての学生の期待や信頼を損なうものであるかどうかなどといった観点から、個別の事案における

具体的な事実関係を踏まえて裁判所によつて判断されるべきものでございますので、恐縮ではござりますが、一概にお答えすることは困難でござい

ます。

○初鹿委員 ありがとうございます。

資料に示しております二月六日の回答書のところに、今大臣が答弁されたような、いろいろ弁解

も、今後の委員お示しになつた通知書、あるいは、御案内かと思いますが、四月二十三日に、私ども、法務省と共同で実地調査を実施したとかいうこと

について、学生側にとつてみれば、この契約が気に入らないから破棄をするといふことがやはりしづらいですね。破棄をするといふことは学校を返してもらつても、本来、大学を出て、大学卒業という学歴をつけることが、そこが望みだつたにもかかわらず、それがかなわなくなる、そして時間的なものもこれは取り返しがつかないことになります。簡単に、これは債務不履行だから契約無効で破棄しますよで済む問題ぢやないと思うんですね。

その上で、大臣に、こういうカリキュラムの変更を、しかも大幅な変更を行つうということを何らか制限ができるものなのか、文科省としてはこれはもう許容してしまつてゐるのか、そこをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○柴山国務大臣 一般論として、大学においてど

うような授業科目を開設するかということは各大

学の自主的、自律的な判断によるものであります

ので、大学の判断によつてカリキュラムを変更す

ることは、今もお話しもありましたけれど、法

令上必ずしも禁止はされないと解されますけれど

からしっかりと、実地調査の結果も踏まえて、こ

うな授業で本当に試験に受かるようになるんですか。ちなみに、官僚の皆さんが来ておりますが、伯井高等

教育局長は、試験に受かっていると思うんですが、過去問を丸暗記して公務員試験は受かるものなんですか。

○伯井政府参考人 暗記も非常に重要ではござりますが、それだけでは通らないということで、やはり思考力、判断力、表現力というものが求められると思います。

○初鹿委員 模範答弁だと思いますが、普通に考えて誰でもそう思うのを、暗記だけさせて解説をするのを制止している、こういうことをしている

と。

それで、実は学生の方から言われているのは、学生も教員に対して、こんな授業でどうなんですか、こんなことをしないでくださいといつて、真摯に受けとめてくれているような教員も中には

いるそつなんですが、そうやって学生の側に信頼をされると、本当にひどいと思います。

○筒井政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点につきましては、大学と学生との間の在学契約がどのような内容のものであるのか、

また、大学が募集要項で示していたカリキュラムを入学後に変更した場合に、それが教育内容につれての学生の期待や信頼を損なうものであるかどうかなどといった観点から、個別の事案における

具体的な事実関係を踏まえて裁判所によつて判断されるべきものでございますので、恐縮ではござりますが、一概にお答えすることは困難でござい

ます。

○高田政府参考人 お答えいたします。

本件につきまして事案の詳細を承知しております。

○筒井政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点につきましては、大学と学生との間の在学契約がどのような内容のものであるのか、

また、大学が募集要項で示していたカリキュラムを入学後に変更した場合に、それが教育内容につれての学生の期待や信頼を損なうものであるかどうかなどといった観点から、個別の事案における

具体的な事実関係を踏まえて裁判所によつて判断されるべきものでございますので、恐縮ではござりますが、一概にお答えすることは困難でござい

ます。

○初鹿委員 ありがとうございます。

資料に示しております二月六日の回答書のところに、今大臣が答弁されたような、いろいろ弁解

も、今後の委員お示しになつた通知書、あるいは、御案内かと思いますが、四月二十三日に、私ども、法務省と共同で実地調査を実施したとかいうこと

について、学生側にとつてみれば、この契約が気に入らないから破棄をするといふことがやはりしづらいですね。破棄をするといふことは学校を返してもらつても、本来、大学を出て、大学卒業という学歴をつけることが、そこが望みだつたにもかかわらず、それがかなわなくなる、そして時間的なものもこれは取り返しがつかうことになります。簡単に、これは債務不履行だから契約無効で破棄しますよで済む問題ぢやないと思うんですね。

その上で、大臣に、こういうカリキュラムの変更を、しかも大幅な変更を行つうということを何らか制限ができるものなのか、文科省としてはこれはもう許容してしまつてゐるのか、そこをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○柴山国務大臣 一般論として、大学においてど

うような授業科目を開設するかということは各大

学の自主的、自律的な判断によるものであります

ので、大学の判断によつてカリキュラムを変更す

ることは、今もお話しもありましたけれど、法

令上必ずしも禁止はされないと解されますけれど

からしっかりと、実地調査の結果も踏まえて、こ

うな授業で本当に試験に受かるようになるんですか。ちなみに、官僚の皆さんが来ておりますが、伯井高等

教育局長は、試験に受かっていると思うんですが、過去問を丸暗記して公務員試験は受かるものなんですか。

○伯井政府参考人 暗記も非常に重要ではござりますが、それだけでは通らないということで、やはり思考力、判断力、表現力というものが求められると思います。

○初鹿委員 模範答弁だと思いますが、普通に考えて誰でもそう思うのを、暗記だけさせて解説をするのを制止している、こういうことをしている

と。

それで、実は学生の方から言われているのは、学生も教員に対して、こんな授業でどうなんですか、こんなことをしないでくださいといつて、真摯に受けとめてくれているような教員も中には

いるそつなんですが、そうやって学生の側に信頼をされると、本当にひどいと思います。

○筒井政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点につきましては、大学と学生との間の在学契約がどのような内容のものであるのか、

また、大学が募集要項で示していたカリキュラムを入学後に変更した場合に、それが教育内容につれての学生の期待や信頼を損なうものであるかどうかなどといった観点から、個別の事案における

具体的な事実関係を踏まえて裁判所によつて判断されるべきものでございますので、恐縮ではござりますが、一概にお答えすることは困難でござい

ます。

○高田政府参考人 お答えいたします。

本件につきまして事案の詳細を承知しております。

○筒井政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点につきましては、大学と学生との間の在学契約がどのような内容のものであるのか、

また、大学が募集要項で示していたカリキュラムを入学後に変更した場合に、それが教育内容につれての学生の期待や信頼を損なうものであるかどうかなどといった観点から、個別の事案における

具体的な事実関係を踏まえて裁判所によつて判断されるべきものでございますので、恐縮ではござりますが、一概にお答えすることは困難でござい

ます。

○初鹿委員 ありがとうございます。

資料に示しております二月六日の回答書のところに、今大臣が答弁されたような、いろいろ弁解

も、今後の委員お示しになつた通知書、あるいは、御案内かと思いますが、四月二十三日に、私ども、法務省と共同で実地調査を実施したとかいうこと

について、学生側にとつてみれば、この契約が気に入らないから破棄をするといふことがやはりしづらいですね。破棄をするといふことは学校を返してもらつても、本来、大学を出て、大学卒業という学歴をつけることが、そこが望みだつたにもかかわらず、それがかなわなくなる、そして時間的なものもこれは取り返しがつかることになります。簡単に、これは債務不履行だから契約無効で破棄しますよで済む問題ぢやないと思うんですね。

その上で、大臣に、こういうカリキュラムの変更を、しかも大幅な変更を行つうということを何らか制限ができるものなのか、文科省としてはこれはもう許容してしまつてゐるのか、そこをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○柴山国務大臣 一般論として、大学においてど

うような授業科目を開設するかということは各大

学の自主的、自律的な判断によるものであります

ので、大学の判断によつてカリキュラムを変更す

ることは、今もお話しもありましたけれど、法

令上必ずしも禁止はされないと解されますけれど

からしっかりと、実地調査の結果も踏まえて、こ

うな授業で本当に試験に受かるようになるんですか。ちなみに、官僚の皆さんが来ておりますが、伯井高等

慎重に判断していただきたいと考えます。

○初鹿委員 「どうもありがとうございます。」

まだまだこれから、いろいろ、本当にどういうう学校運営がされたいたのかということの実態を解明していかなければならぬ状態、状況なんだと思ひますが、先般通りました私学法の改正において、では、理事長でも理事でもない創立者という方が、こうやって実際的な運営権を持つていて、理事会や評議員会の過半数を自分のシンバで占め、さらには監事も、それこそ自分の意のかかる理事長に指名させることができるわけだから、自分の身内で固めることができるというのが今の法律ですね。

この法律の中で、果たして本当に、ある意味大學を運営するに当たって適切ではないと思うような、そういう経営者の排除といふことができるんだろうかといふことが、いささか私は疑問なんですが、今の中私法の枠組みで、こういう今の運営体制といふのを改めさせることとは本当にできるんでしょうか。

○柴山国務大臣 前回の質疑でも、委員からそういった問題提起をしていただいたところであります。文科省は、当該学校法人において、平成二十年以降、この元理事長が東京福祉大学の運営や教育に関与していると思われる事例が断続的に発生したことから、継続的に指導を行うとともに、私立大学等経常費補助金の減額措置をとつてきたところでありまして、まず、こうしたペナルティーの仕組みはやはりしっかりと行使していく必要があるとうふうに考えます。

ただ、それにもかかわらず経営が改められないということであれば、今回の私立学校法改正案において、現役員である者が不正な行為を行つた場合の損害賠償責任ですか。報告義務を今度新たに課することといたしましたので、役員の責任の明確化ですか監事の牽制機能の強化によって、そういう事態を是正するということが期待されるものと考えております。

○初鹿委員 ゼひこれは、きちんとまともな、

ちゃんとした大学になるように、厳しく徹底的に経営刷新を求めていただきたいと思うんですね。

以前にも指摘しましたけれども、補助金の減額をしても、経営者がかわらなければ、むしろ、その減額された分をいかにして取り戻すかという発想になつて、よりあくどいことをしかねないわけ

でですから、やはりこほは経営陣を刷新させる、それを文科省がかなり強く求めしていくことは私は非常に重要なだと思います。

そうでないと、仮にこのままひどいことになれば、それはそれで今通つてている学生も本当に利益をこうりますし、また、例えば認可を取り消すところのこともやろうと思えば文科省としてできないことはないと思いますが、それをやつてしまふと、本当に今通つてている学生たちは、では卒業はどうするんだとか、今までの、学歴として残るはこうするんだとか、今までの、学歴として残るわけですから、そこがどうなるんだとかいうことも心配になつてくるでしょうから、そなならないよう、運営がきちんとできる経営陣に刷新するように徹底して文科省として取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柴山国務大臣 全く御指摘のとおりだと思います。これは仮定の話ですけれども、仮に、我々の繰り返しの指導にもかかわらず、自主的な改善が当該学校法人に望めないということであり、その運営が著しく適正を欠くと認められるなどの場合には、私立学校法第六十条に命じる措置命令や役員の解任勧告などの法的措置を講じるという制度はございます。

いすれにいたしましても、こういったことも踏まえつつ、文部科学省としては、適正な学校運営がなされるよう徹底した指導を行つていきたいと考えます。○初鹿委員 大臣、よろしくお願ひします。それでは、法科大学院の方に移つてきます。この間、皆さんの質疑、やりとりを聞いていきたいと思います。

じゃないかということなんですよ。順序が逆といふのはどういうことかというと、法科大学院がどうあるべきかを考える上で、やはりその先にある

司法試験がどうあるべきかといふことが固まらないと、法科大学院がどうあるべきかというのが決まってこないんじゃないかというのを、この間の質疑で非常に感じました。

特に、法科大学院のカリキュラムについても、今回、在学中受験を認めるということなわけですから、では試験の時期がいつになるのか、そして発表がいつになるのか、それで卒業した後と云ふか合格した後の司法修習がいつになるのかということがはつきりしないと、それはカリキュラムのつくりようもないし、そもそも、どんな試験にならかといふことがわからないと、この教育の内容というのも決まらないんだと思うんですよね。それが後回しになつて、まずは法科大学院の、3+2に加えて在学中受験を認めるというところまで決めちゃいましょうというのを今やろうとしているので、なかなかそこが議論がかみ合わないし、深まつていかないことがあります。じやないかといふふうに思います。

そう考へると、やはり司法試験がどうなのかといふことは法務大臣に私はきちんと聞いていきました。これは仮定の話ですけれども、仮に、我々の繰り返しの指導にもかかわらず、自主的な改善が当該学校法人に望めないということであり、その運営が著しく適正を欠くと認められるなどの場合には、私立学校法第六十条に命じる措置命令や役員の解任勧告などの法的措置を講じるという制度はございません。そういう意味で、いまだ我々の法科大学院における検討、さらに中教審における検討もこれから始まるという段階でございまして、なかなかまだ具体的なところまで議論ができるでないところであります。この法案ができるだけ早く通つて、そしてそれに基づいてその司法試験の時期、内容等ができるだけ早く明らかにされて、それを踏まえて中教審として各法科大学院においてその具体的なカリキュラム、そして授業のやり方といふことを検討していきたいというふうに考えていました。

つまり、今の段階じゃ何も決められませんとつきり言つちやつてゐるんですね。試験の内

委員長、お取り計らいをお願いします。

○亀岡委員長 意見として伺つておきます。

○初鹿委員 意見としてじやなくて、きちんと理事会で協議をお願いしたいんです。よろしくお願ひします。理事会での協議とあと法務委員会との間でもしっかりと協議していただきたいと思います。

例えば、この前参考人で来ていただいた、その中でも一番今回の法律を進めてもらいたいという立場で来ていた山本参考人に、我が党の菊田議員がカリキュラムのことをどうするのかということを聞いたときには、こう答えているんですよ。まだ法案が通つておりませんので、なかなか具体的な議論がしつらうことになります。加えて、司法試験が仮に在学受験ということになると、まだ法務委員会が開かれます。そこで、なかなかカリキュラムが大きく変わつてくる部分がございまます。そういう意味で、いまだ我々の法科大学院における検討、さらに中教審における検討もこれから始まるという段階でございまして、なかなかまだ具体的なところまで議論ができるでないところであります。この法案ができるだけ早く通つて、そしてそれに基づいてその司法試験の時期、内容等ができるだけ早く明らかにされて、それを踏まえて中教審として各法科大学院においてその具体的なカリキュラム、そして授業のやり方といふことを検討していきたいというふうに考えていました。

そう考へると、どつちが先なのかといつたら、

やはり試験がどうあるべきか、時期がいつなのか、そして発表がいつなのか。発表がいつなのかと試験がいつなのかとの間には、どんな採点の仕方になるのかといふこともかかわってくわけで、そうなつてくると、やはり試験の内容をどうするのかといふことに入つてくるわけですよね。だから、その辺がまだはつきりしないで3+2や在学中受験といふのをここで議論しているところのも、しさか早いのではないかという印象を持たざるを得ません。

そういうことで、きょうは法務省の平口副大臣にも来ていただきておりますが、まず、司法試験の試験日や発表日をいつにするかといふふうに今想定をしているのかといふことを先に聞いておきますので、ちょっとと今の段階で答えるらざるとこままで答えてください。

○平口副大臣 今回の制度改革による新しい司法試験の実施時期は、法曹志願者や法学教育関係者にとって非常に関心が高い事項であることは認識しております。法案成立後に設置する予定の、文部科学省等の関係省庁、教育関係者、法曹実務家等を構成員とする会議体において検討することとしております。

なお、今回の法改正の立案を担当する立場としては、法科大学院における教育の実施を阻害せず、法科大学院教育と司法試験との有機的連携を図る等の観点から、一つの選択肢として、現状の五月実施を後ろ倒しして、夏ごろの実施とすることを想定しているところでございます。

○初鹿委員 夏といふのは範囲が広いですけれども、七月、八月といふイメージだといふことないのではないかと思うんですが、では、発表時期はいつぐらいを考えておりますか。

○平口副大臣 あくまで仮定でございますが、司法試験を七月ごろに実施することいたしました場合には、合格発表の時期は十月ごろとなることが想定されるわけでござります。

○初鹿委員 十月ごろだということなんですが、伺いたいんですけども、では、十月に発表が

あったとすると、十月以降どういう状況が法科大学院に生まれるかというと、合格した人、不合格の人、まだ受けられない人という三通りの方々が出るんですね。この三者にそれぞれのニーズに沿った教育内容を果たしてつくれるのか。これは、ばらばらで教育するんですか。受かった人は受かつた人クラス、不合格の人は不合格クラス、まあ、不合格の人とまだ受験していない人は同じクラスにできるのかもしれませんが、合格した人は合格者クラスみたいなものをつくるんですか。そうはなかなかできないんじやないかと思うんでですよ。こうやって混在をした中でどんなカリキュラムができるのかというの、私は非常に疑問を持つております。

そして、これについては、私が言っているだけではなくて、参考人の方もこゝは結構心配をしているんですね。この前の参考人の方々の中で菊田議員が質問をされております中で、どう

だつたかな、須綱参考人、三澤参考人が、いろいろ、時間短縮を含むといふことでも答えておりますが、ちょっとと探しないので後で見ますけれども。

簡単に言うと、受かった人と受かっていない人が同じカリキュラムで同じ授業を受けるというのが本当につくれるのかといふのは、私、非常に疑問に思うので、大臣はそこはどう考えているのかをお聞かせいただきたいんですが。

○柴山国務大臣 重要な御指摘であろうかと思いまます。

まず、今おっしゃつたように、例えば、在学中の受験を認めた場合に、さまざまなかなタップの方が特に試験が終わった後出てくるといふのは、おつしやるとおりだと思います。

まず、ちょっとと幾つか分解しますけれども、司法試験の在学中受験をする人としない人がまじつてゐるといふ問題につきましては、多くの法科大

学院においては、在学中受験に対応するために、科目、法律基本科目ですか、あるいは受験科目に

課されている選択科目、これを司法試験の前までに、そして、より実務に即したり自身の関心に沿った内容の科目、いわゆる展開・先端科目を司法試験の後に配当するようカリキュラムの見直しが行われるというように考えておりますけれども、在学中の受験を行わない方にしても、司法試験で問われる科目を学修することができる環境を整えるということが必要になつてくるだろう。

それから、今おっしゃつた、発表後、合格した方としている方が混在する、ここに対するケア、これも非常に大切だと思います。

今、平口副大臣からの、大体夏ごろ、在学中の夏ごろに司法試験を実施して、合格発表が秋ごろになるということを前提とした場合に、この時期は後期の授業時間の間となるわけあります。

各法科大学院においては、合格したか否かにかかわらず、しっかりと後期の学修を全うした上で課程を修了できるような、さまざまなメンタル面を含めた学修サポートに万全を尽くしていただきたいというふうに思つております。そして、合格者が本当につくれるのかといふのは、私、非常に疑問に思うので、大臣はそこはどう考えているのかをお聞かせいただきたいんですが。

○柴山国務大臣 重要な御指摘であろうかと思いまます。

まず、今おっしゃつたように、例えば、在学中の受験を認めた場合に、さまざまなかなタップの方が特に試験が終わった後出てくるといふのは、おつしやるとおりだと思います。

まず、今おっしゃつたように、例えば、在学中の受験を認めた場合に、さまざまなかなタップの方が特に試験が終わった後出てくるといふのは、おつしやるとおりだと思います。

まず最初に、皆さん方は、この在学中受験で合格する人がどのくらい学生の中で割合としているかと判断をしてこの法案を提案をしているのか、その割合がどれぐらいになるのかというのをまず教えてください。

○平口副大臣 法科大学院在学中受験資格は、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であつても司法試験受験に相ふさわしい一定レベルの者が養成されることを前提として、法曹志願者のさらなる時

間的、経済的負担の軽減を図るために導入すること

とからしますと、相当程度の受験者数が見込まれるものと考えております。

争はよどむたるおれ 治學力と實有を以て豈量重んず
格の導入は、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中のあつても司法試験受験に相ふさわしい一定のレベルの者が養成されることを前提とすることから

すれば、合格率がそれほど大きく低迷することにはならないものと見込んでおります。

いりますけれども、それは、最終的に、卒業した後
の合格率は低迷しないことになるんだと思います
けれども、在学中に受験をして受かる人はふえる
ことはないと私は思いますよ。

私が聞いたのは、右手中受験して合格する人が全体のどれぐらいの割合になるのか、それをどう想定しているのかということを聞いているんですね。ちょっとそこをきちんと答えていただけますか、これはギャップタームとの問題にもかかわつてくるので。

○伯井政府参考人 文科省の立場からお答えいたしました。

早期卒業あるいは飛び入学で法科大学院既修者コースに入学して修了後一年目の司法試験合格率というのだが、現状は五六・五%となつておつま

す。これは、同時点の既修者コース修了者全体の合格率が四三・四%ですので、早期卒業、飛び入

学で既修者コースに入学した者は一〇ポイント以上高い水準というふうになつております。

今回、改正案で、3+2の制度化や在学中受験資格の創設、あるいは定員管理の導入、法科大学院の教育の充実という、さまざまな方策を講じることで、多くの若者が法科大学院に入学して在学中に司法試験を受験するということで、これまでの合格率五六・五%の実績を上回るということを我々は期待して、立奏したものでございまます。

○初鹿委員 非常に希望的観測のところが多いんじゃないかなと思いますが、私さつき指摘したように、予備試験で受かってしまう人が、わざわざ高い学費を払って、十月以降、特に受けたい授業などは思えないような科目を受けるようになることがわかつている法科大学院に果たして行くのかどうのは疑問なので、五六%以上、超えていくということは余り想定しないと思います。

現状の五六%というのは、優秀な学生が飛び入学して入ってきて、その中の五六%ですから、今度は、3+2がスタンダードになつていったときに、法曹コース三年を終えて入つてくる学生が、そういう今の飛び入りで入つてくるような学生と同じぐらい優秀で入つてくるかというと、私は、そうじやないんじやないかと思いますので、そこは非常に希望的な観測が強過ぎるんだということを指摘をさせていただきます。

次に、ちょっとと私もうつかりしていたんですねが、3+2の法曹コース、三年のコースに行ったら、全員が確実に法科大学院に100%入れるものだと思つていたら、必ずしもそうではないということなんですね。

連携をしている、連携コースになつていれば、三年次が終わつたときに、成績がある程度とか、一定程度の成績をクリアしていればそのまま法科大学院に入学できるということなんですが、連携大学院じゃないところに行く場合はやはり受験しなきゃならないということなんですね。これはそのとおりでいいわけですよね。全員が、三年終わつてみんな法科大学院に行くわけではないということではないんですね。

○柴山国務大臣 この法曹コースの定員設定は設置する大学の判断に委ねられているんですけども、例えばコース選択時に人数をある程度絞り込んで、そのかわり、コース、つまり学部段階を修了した学生であれば、原則として、連携先の法科

大学院への進学が保証されることとなることになる場合、あるいは、コース選択時には緩やかな選抜を行って、進級に当たつて人数を段階的に絞るという場合など、さまざまの場合を考えられます。いずれにしても、特に後者のような場合なんですが、それども、法曹コースの修了によって連携先の法科大学院への進学が必ずしも保証されているとは限らない場合があります。これは、やはり法科大学院のレベル確保の観点からは、私は、いずれにしても必要な措置ではないかななどというように思つております。

だけれども、先ほど消費者契約法についても御説明いたしましたけれども、コース選択を希望する学生に対して丁寧にそのあたりの部分について説明することは不可欠ですし、その旨を、法学

部ですか法律大学院に対してもかりと指導をしていきたいというように考えます。

大学で法科大学院があるところは、その自分の大學との協定を結ぶということ、基本的にこうなるんでしようけれども、自分の大学院があつて、そこと協定を結ぶだけじゃなくて、別の大学院と協

定を結ぶこともできる。といふも協定を結ばない
といふところも出てくるし、大学院がなくて、別
の大学の大学院と協定を結ぶといふところがある
といふように、非常に複雑になつてくるわけです。

ね。 ですので、結構、法科大学院が定数を管理をするのが非常に難しくなるんじゃないかということは少し心配をするところであります。

それで、一つ私が伺いたいのは、法科大学院のこれまでの試験の実施状況を見ると、例えば去年だと、合格者数が三千五百二十一人いて、実際に入学しているのは千六百三十一人。合格者数よりも二千人ぐらい少ない。つまり、複数合格している人がいて、受かつたところに行つていないといることだと思います。

六

う言葉遣いの定義なんですが、一般的には法科大学院を修了してから司法修習が開始されるまでの期間を念頭に置いていてことから、法曹コースに在籍して早期卒業した学生が法科大学院に合格したか否かにかかわらず、この法科大学院修了後の期間は影響を受けません。

たた 法曹コースに在籍しつゝも法科大学院に合格せず、四年次に進学したという場合に、おつしやるとおり、翌年度の法科大学院の入試を受けたということになりますので、その場合は法曹資格の取得までの期間が最短の六年より一年長くなると云うのは当然のことながらあります。

○初鹿委員 濟みません、ギャップタームと言つたのでそういう誤解になつてしまつて済みません。私が言ひたかったのは、今回の改正の目的、法科大学院の教育の充実と時間的、経済的負担の軽減を図るというところの時間的負担の軽減にはならないですよねということを指摘をさせていただいて、そうだということですね。

これは、だから、在学中受験もそうなんですが、受かつた場合はそれは短縮されるということだけれども、受からなかつたら短縮にならない人が一定程度いるということ、ここの誤解を、何かみんながすごく時間が短くなるような印象を持つてしまうんですけれども、そうじやない人は相当数いるんだと思います。

それと、ギャップチームのことといえば、試験問題の時期が変わつてないわけだから、それに合わせて司法修習の時期も変わるわけですね。今の秋実施じゃなくするということですが、そうなると、結局、卒業してから受かった人はギャップチームは必ず延びるということになるわけですよ。ね。それでよろしいんですね。○小出政府参考人 お答えいたします。

司法修習の開始時期あるいは司法試験の実施時期、これは司法修習の開始時期は最高裁が決めることが、司法試験の実施時期は司法試験委員会が決めることがあります。仮に司法修習の開始時期が法科大学院課程の修了直後になりますとす

ると、委員御指摘のとおり、法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した者にとりましては、現行制度との比較におきまして、法科大学院課程の修了から司法修習開始までの期間が三ヶ月から四ヶ月程度長くなるという結果になることは確かでござります。

て、文部科学大臣、そして法務副大臣にお伺いしてまいりたいと思います。よろしくお願ひ申狀す。

が、今日からの継続ということになります。また、先日からの影響について確認を進めたいと思います。今回の政府案では、法学部専攻にとっては選択肢がふえるという点ではプラスだというふうに受けとめることができます。しかし、法学部中心の制度となるため、多様性は後退するのではないかという内容の心配をしております。

更に言えば、法科大学院の司法試験予備校化が進んで、入学すれば受験生との実態となる懸念が強いという指摘があります。法科大学院の、司法試験準備を中心に教育を編成し、学生が司法試験科目しか勉強しないという状況を促す心配があります。

す。

参考人質疑、須綱参考人からは、法学部教育へ

の影響の懸念も表明されました。司法試験の実施時期が、先ほどの質疑の答弁のように夏といふことでござりますと、法曹コースの学生にとって法科大学院の教育期間は一年三ヶ月から四ヶ月余りということになります。つまり、司法試験にたどり着く手前までの間の教育の重点は、その時間の

ナロースとしての養成の理

学部にも相當な影響が生ずると懸念をされます。多様で専門化した法曹を養成との理念の放棄になるのではないかと考えますが、文部科学大臣、この法学部への影響についてお答えください。

○柴山國務大臣 今の一例えは、わかりやすい例

の法曹養成基礎課程。今おこしやつた法曹工コースにおいては、法科大学院既修者コースへの接続を前提として、三年間で、法律の基本科目について、法科大学院の未修一年次の内容を修得できるカリキュラムを編成することが求められるようになります。

になるとと思うんですけども、結局この大学三年

ス教育を下支えするものとして大学の判断のもとで開設するものでありまして、それができたからといって、法科大学院が引き続きプロセスとしての法曹養成制度の中核機関であることに変わりはない

ロースクールが結局制度化され、これが要する

法曹コースの開設を検討している大学においては、法学部全体のあり方や果たしている役割を考慮しつつ、未来ある若者を受け入れる責任ある立場を自覚していくだいで、法案が成立した際には速

とおりパラレルな形で基本的な科目の修得といふ

いたぐ必要があると考えます。
文部科学省といたしまして、大学に対しても、
今申し上げた法曹コースの趣旨などについては

○城井委員 今大臣の答弁にもありましたよう

○城井委員 大臣、今のお答えですと、私から提示をした心配というのは、早目に司法試験を受けられるようになるけれども、では、その準備をい

七

ゆる3+2とともに在学中受験を同時にやる、この影響について確認をしてまいりたいと思います。

政府案で実現を目指す改革の方向性の決まり方について、まずは確認をしたいと思います。

参考人質疑 三澤参考人によりますと、この政
府案については、開かれた議論が全くされていなかつたという指摘がありました。3+2に加えての在学中受験の制度は、司法制度改革審議会や中
教審法科大学院等特別委員会等の審議会等で全く
議論されていないとの指摘がありました。五年一貫の議論しかしていないという指摘でございました。

さらに、参考人質疑、須綱参考人によりますと、在学中受験は突然出てきた、寝耳に水だ、こ
ういう御意見でございました。

では、大臣、これは一体誰が決めたんでしょう
か。これは、あわせて法務副大臣にもお伺いした
いと思います。

○平口副大臣 現行の司法試験法では、司法試験
を受験することができる者として、法科大学院を修了した者、予備試験に合格した者の二種類が司法試験受験資格として定められているところでございます。

連携法の改正により法科大学院教育の充実が図
られることに伴い、法科大学院在学中であっても
司法試験受験に相ふさわしい一定のレベルの者が養成されることを前提として、さらなる時間的、
経済的負担の軽減を図るために、法科大学院課程の修了を待たずして早期の司法試験受験を可能とする法科大学院在学中受験資格を新たに司法試験受
験資格として認めるものでございます。

これによりまして、現行では法科大学院修了了……(城井委員)誰が決めたか聞いているんですけど」と呼ぶ失礼しました。

そのような取組に関連して、司法試験制度について、昨年七月の与党文科・法務合同部会において、法曹志望者の経済的、時間的負担のさらなる軽減を図るための方策として、法科大学院改革

を前提として、法科大学院在学中受験の実現を含む司法試験制度の見直しを早期に行なうべきとの指摘がされたところでござります。

法務省において、この点について、法科大学院在学中受験を認める必要性、合理性や、それを実

現する場合の具体的制度のあり方等の観点から、法科大学院に関する集中改革の取組を進める文部科学省と連携しながら鋭意検討を行い、大学院在学中の受験の導入を含む今般の改正法案を立案したものでございます。

○城井委員

法務副大臣、今

おつしやる

とおり

でござります。

○平口副大臣

そのとおりでござります。

○城井委員

となると、今回のこの在学中受験の決まり方には疑惑を持たざるを得ないと思いま
す。

○平口副大臣

このとおりでござります。

○城井委員

となると、今回のこの在学中受験の決まり方には疑惑を持たざるを得ないと思いま
す。

○平口副大臣

このとおりでござります。

○城井委員

となると、今回のこの在学中受験の決まり方には疑惑を持たざるを得ないと思いま
す。

○平口副大臣

このとおりでござります。

○城井委員

となると、今回のこの在学中受験の決まり方には疑惑を持たざるを得ないと思いま
す。

いるというプロセス、議論があると思いますが、文部科学省でも、そういう審議会などを経ずに回我々に、この政府案の中に在学中受験というものを提起しているという認識でよろしいんでしょ
うか。

○柴山国務大臣 今おつしやるところは議論が通りました。でも在学

中受験の部分は通っていないというこのアンバランスな状況で、問題点も含めて課題も掘り下げをきちんととしてということが確信を持つて言える

か。この決まり方の正当性は議論があるといふふうに思いますが、この在学中受験の部分につい

て、審議会での審議は不要だというふうにお考え

なものについては議題に上がっておりません。

ただ、法科大学院教育改革の検討状況を踏まえ

て、今法務省から説明があつたとおり、法科大

学院在学中に受験を認める必要性や合理性、そし
てそれを実現する場合の具体的制度のあり方等々の

さまざまな観点を、問題提起をもらつたというこ
とから、私ども文部科学省と法務省が連携をしつ
つ鋭意検討が行われ、決定がなされたものでありま
して、この過程において、今お話をあつたとお

り、法科大学院協会とか日弁連等々関係者の意見
を聞きながら検討を行つたところでありまして、
法科大学院協会としても、昨年九月に、大学院と
しての教育が維持されることを条件として御了承

をいただいたというふうに認識をしております。
文部科学省としても、この在学中受験の導入

は、法曹資格取得までの時間的、経済的負担の軽
減に資すると考えており、かつては、大学四

年の場合には四年生在学中の受験になりますが、
さつき私が申し上げたとおり、3+2になります

と大学五年次の在学中受験ということになるわけ
ですから、バランス的にも今回の改正案は支持で
きるというふうに考えております。

○城井委員 大臣、今申し上げているのは、内容
がよいものになつたかどうかの手前の話であります

です。決まり方の問題であります。

行政府として、関係者に意見を聴取して最終的
に決めるというプロセスはあるんでしょう。です
けれども、この法曹養成に関しての仕組みの変更

に、審議会をすつ飛ばして、行政が関係者の一部
から話を聞いたから、それでもつて変える、こん

な行政府での決定というのがプロセスじゃないで
すか。

3+2のところは議論が通りました。でも在学

中受験の部分は通っていないというこのアンバラ
ンスな状況で、問題点も含めて課題も掘り下げを

きちんとしてということが確信を持つて言える

か。この決まり方の正当性は議論があるといふふ
うに思いますが、この在学中受験の部分につい

て、審議会での審議は不要だというふうにお考え

なんでしょうか。

○平口副大臣 今般の在学中受験資格の導入につ
いては、近年、法曹志望者数の回復に向けて迅速な

対応の必要性が高かつたことに加え、法務省とい
たしましては、文部科学省と連携して、法科大

学院の集中改革期間の最終年である平成三十年度中
に、文部科学省の進める法科大学院改革とあわ
せ、それを踏まえたパッケージの改革として司法

試験制度についても必要な見直しを行うことが必
要だと判断したところでございます。

○城井委員 法務副大臣、そういたしましたら、
急いでいるので審議会の議論は在学中受験につい

てはバスしましたというふうにおつしやつたとい
うふうに聞こえるわけですが、今の認識でよろし
いんでしようか。

○平口副大臣 繰り返しになりますけれども、檢
討の過程では、文部科学省はもちろん、法科大

学院協会や日弁連といった関係機関の意見を聴取
し、その意見等を十分に踏まえた上で具体的な立
案作業を行つてきたところでござります。

○城井委員 聞いていることをきちんと答えてい
ただきたいと思います。

今確認しておりますのは、3+2の議論は、審
議会も含めて、法務省側も文部科学省側も審議会

をきちんと経て議論をやつてきたという経緯じや
ないです。でも、在学中受験の部分は、幾ら与
党の側の提案だからといって、政府で決めるとき
に、審議会をすつ飛ばして、行政が関係者の一部
から話を聞いたから、それでもつて変える、こん

な軽い決め方でよろしいのかと聞いているわけですか。

す。

審議会をバスして、今回、在学中受験を出して問題ないということで、法務副大臣、お認めにならんですね。

○平口副大臣 法務省といたしましては、文部科

学省の法科学院改革に関する検討に最大限協力しつつ、在学中受験資格の導入を含む司法試験制度の見直しの検討を鋭意進めたところであります

が、時間的制約もあり、審議会等での議論を経ることなく立案作業を進めたものでござります。

○城井委員 今の御発言は相当に問題だと思いま

すよ。

時間的制約といつても、そのスケジュールを組むのは政府の側であります。審議会を経ずに出しても、時間的制約と政府が言えば構わないんだ、審議会など要らないんだ、通らなくていいんだ、副大臣、こういうことでしようか。

今回の在学中受験の件は審議会を通らずに出しざれども全く問題がない、このまま進める、こ

ういう御認識なんですね。副大臣、もう一回お願

いします。

○平口副大臣 審議会等を経ないことにつきまし

ては御指摘のような点もあるかと思いますけれ

ども、文部科学省など関係機関とも連携して速や

かに検討して、会議体に関する具体的な事項をしつ

かりと詰め、円滑な進行に努めてまいりたいと考

えております。

○城井委員 副大臣、拙速に過ぎると云ふことを申し上げざるを得ません。

政府が準備したスケジュール、そして、審議会も含めて政府での正式な手続はあるはずです。今回の中学生受験の部分を審議会を経ずに出すということで決めていいというような認識であるのか

ということ、もう一回確認したいと思います。

ここでもし、時間的制約ですかそういう政府の手前勝手なことでプロセスを曲げていい、決め方を曲げていいということならば、この国のルールは一体どうなつてしまふのか。審議会の必要性

がないということによろしいんですか、副大臣。

審議会でもう一回この在学中受験についてきち

んとお諮りをして、そして我々に示していただき

く、立法府に示していくとすることをやつて

いただけますか、副大臣。

○平口副大臣 近年の法曹志望者数の回復とい

ことは喫緊の課題でございますので、そのように

御理解をいただきたいと思います。

○城井委員 全く理解ができません。審議会を通

らずに決めてきたものを立法府に示して、立法府

をばかにしてるんですか。このことを言わざる

を得ませんよ。

文部科学大臣、文部科学省も同様の問題を抱えています。この在学中受験の部分を含めた議論に

ついてきちんと審議会で詰めてないと私は認識

しておりますが、この在学中受験の部分を文部科

学者による審議会でもきちんと議論をしてから立

法府に政府案を提示すべきと考えますが、文部科

学大臣、御認識はいかがですか。

○柴山国務大臣 先ほど来お話をあつたとおり、

今後の法曹希望者の急激な激減というのをその対応

が喫緊の課題であることから、法科学院制度の

集中的な改革期間を平成三十年度まで、いわばさき

の三月までとにかく集中的に検討するということ

とで審議会が開催されておりました。

おっしゃるとおり、その中で、3月について

の議論以外に、在学中の受験の有無というのを確

かに議題にはなつておりますけれども、

それは、私に言わせれば、それは漏れていた、だ

からこそ、与党の方々から指摘を受けた、それを

申し上げざるを得ません。

政府が準備したスケジュール、そして、審議会も含めて政府での正式な手続はあるはずです。今

回の在学中受験の部分を審議会を経ずに出すとい

うことで決めていいというような認識であるのか

ということ、もう一回確認したいと思います。

ここでもし、時間的制約ですかそういう政府の手前勝手なことでプロセスを曲げていい、決め方を曲げていいということならば、この国のルールは一体どうなつてしまふのか。審議会の必要性

を深掘りするというのは当然重要だ。

この内容 자체が全くだめだと言つてゐるわけ

じやないんですよ。与党の指摘があつて、御意見を頂戴しました。あると思います。政府と与党の

議論のやりとりではあると思うんです。ですけれども、そのいだいた御意見を受けとめるという

ことで、実際に政府案へ反映させて、そして立法

府へ提示をしていただく、この過程を経るときに

は、その時間の設定も含めて、政府案ですから政

府側に期間の設定の権利、権限はあるはずです。

うちよつと検討時間が欲しいということならば、

そのことを相談するというのがまず筋なんぢやないか。そこを漏れていました、やむを得なく代替措置というわけにはいかないんぢやないんですか。

○柴山国務大臣 先ほど申お話をあつたとおり、

政府に政府案を提示すべきと考えますが、文部科

学大臣、御認識はいかがですか。

○柴山国務大臣 先ほど申お話をあつたとおり、

政府案を提示する過程をここまで軽んじてしまうの

はおかしい。漏れていたならば、きちんと政府の

中で所定の議論、手続を経て立法府へ出していた

か。

この行政のプロセス、そして立法府に対する

政府案の提示の過程をここまで軽んじてしまうの

はおかしい。漏れていたならば、きちんと政府の

中で所定の議論、手続を経て立法府へ出していた

か。

政府案の提示の過程をここまで軽んじてしまうの

はおかしい。漏れていたならば、きちんと政府の

中で所定の議論、手続を経て立法府へ出していた

か。

この行政のプロセス、そして立法府に対する

政府案の提示の過程をここまで軽んじてしまうの

はおかしい。漏れていたならば、きちんと政府の

中で所定の議論、手續を経て立法府へ出していた

か。

○柴山国務大臣 議論を整理させていただきましたと

おっしゃるとおり、その中で、3月について

わせていただきたいというように思つております。

もちろん、中央教育審議会法科学院等特別委

員会においても、その検討状況をしっかりと注視

しながら、法科学院における具体的なカリキュ

ラムなどについて具体的な検討を詰めさせていただ

ければというように考えております。

○城井委員 大臣、順番が違うということを申し

上げております。

国会の仕事の一つは、行政の監視であります。

プロセスがちゃんと進んでいるか、審議会でどん

なふうに詰つたのかな、そして与党とのやりとりはどうだつただろうか、その一つ一つを見ていく

というのが我々の仕事ぢやないですか。それで照

らしたときに、ここで問題にしておりますのは、

今回の政府案を出していただく前に在学中受験と

いう極めて大きな議題について審議会をくぐらす

に出したということ、それでいいんですかといいう

ことを申し上げているわけであります。そのこと

をお認めになるんですね。これは問題ないといいう

ことでおろしいんですか。

我々からは、審議会で改めて議論した上で、政

府案をまとめ直して立法府に提示いただくといいう

のが筋じやないかと申し上げてゐるんです。審議

会での再議論、お願いできますか、大臣。

○柴山国務大臣 先ほど申し上げた、今回のプロ

セスについては率直に御説明をさせていただいた

つもりであります。

○柴山国務大臣 先ほど申し上げた、今回のプロ

セスについては率直に御説明をさせていただいた

つもりであります。

○柴山国務大臣 先ほど申し上げた、今回のプロ

セスについては率直に御説明をさせていただいた

つもりであります。

○柴山国務大臣 先ほど申し上げた、今回のプロ

セスについては率直に御説明をさせていただいた

つもりであります。

わせていただきたいといいうように思つております。

もちろん、中央教育審議会法科学院等特別委員会においても、その検討状況をしっかりと注視しながら、法科学院における具体的なカリキュラムなどについて具体的な検討を詰めさせていただければというように考えております。

○城井委員 大臣、プロセスの進み方の理解はここまでやりとりで大分理解できてきていたと

いうふうに思うんですが、急ぐという部分で、では、所定の手続を飛ばしてしまっていいんですね、そんな物の決め方をするんですね、そういう政府なんですねということになってしまつた。

文部科学省だけではありません。法務省も同様

だと。先ほどまだお答えをいただいていません。

ぐらすに政府案として我々に示して決めてよい、

こういう認識でよろしいですね。副大臣。

○平口副大臣 これまでの必要な議論は行つてき

たと認識しております。そして、委員御指摘の点

を踏まえて、制度の円滑な実施に向けては、文部

科学省など関係機関と十分連携し、しっかりと検討

してまいりたいと思っております。(城井委員答弁の整理をお願いします。時計とめてください。速記とめてください)と呼ぶ)

今後、必要な会議を継続してやつてまいりたいと考えております。

○城井委員 副大臣、今回の政府案の提示に関して、手続が欠けています、手続に瑕疵があると申し上げているんです。今回議論している政府案に必要な手続がとられていない部分があるというこ

とを申し上げているんです。この部分をきちんと正して、我々に改めて政府案を出していただけますねということを申し上げているんです。この一

○平口副大臣 法曹教育について緊急な事態が予想されましたが、このようなこととしたものでござります。

○城井委員 緊急だ、急ぐというお話を先ほどからおつしやつておられますけれども、急くにしておつしやつておられる中身がある、急ぐなりにきちんと準備をして持つていただきだけるものだと思つて我々は受けとめて、こうやつて今回、特に連合審査も必要だ、質疑の時間も十分だと申し上げながらやつておられるわけあります。

ところが、先ほどより法務副大臣は、手続をすつ飛ばしても急ぐから認めてくれ、こう言つているのと同じです。審議会を通らずに今回の政府案を押し切る、そういう認識でよろしいんですね、か、副大臣。審議会を経てもう一回、政府案を出し直していただきたいこと、確約いただけますか。副大臣に言つています。

○平口副大臣 緊急性といふことで御理解をいただきたいと思います。

○城井委員 緊急性という言葉で、行政のプロセスや立法府に対しての信義を曲げてもいい、そういうことです、副大臣。曲げるということですね。お答えください、副大臣。

○平口副大臣 審議会の議論も重要なことです

けれども、他方、今回の検討の過程では、文部科

学省はもちろん、法科大学院協会や、弁護士、日

弁連といった関係機関の意見を聴取し、その意見を十分に踏まえた上で作業を行つてきたところでございます。その点を御理解いただきたいと思います。

○城井委員 法務副大臣、そういたしましたら、今回のケースですが、日弁連や法科大学院協会などに話を聞けば、審議会は重要であるが要らないと言つてはいるのと同じですよ。要らないんですけどね。お答えください、副大臣。

○平口副大臣 審議会の議論といふのは必要不可

欠なものでは必ずしもございませんので、今回はこのような手続をとらせていただきたいところでございます。

○城井委員 審議会、要らないんですね。議論、要らないんですね、副大臣。そんないかげんな

物の決め方で立法府に対し案を示すんですね。

○柴山国務大臣 諸君も同じ見解ですか。

○柴山国務大臣 諸君も同じ見解ですか。

であります。

ただ、総合的に判断をして、結局、今回の法科

大学院の教育改革の検討状況ですか、あるいは

緊急の提言を平成三十年度中に行うという状況、

それらを総合的に勘案し、その上で必要なプロセ

スについてこういう形で代替をさせていただき

て、その上で立法府に判断をお示しし、そしてさ

らに、今後、法務省と文部科学省、そして大学関

係者や法曹実務家を構成員とする会議体において

必要な検討を行い、また、中央教育審議会法科大

学院等特別委員会等においても、そうした検討状

況をござんないいただき、法科大学院におけるカリ

キュラムについて具体的な検討をしていただきと

いうことについて、ぜひ御理解をいただきたいと

思います。

○城井委員 大臣、私から聞いていますのは、ま

さかあの文部科学大臣が中教審の議論をくぐらな

くても決めていいとおっしゃらないと思うので、

その一点を確認しているんです。その点を確認さ

せてください。

○柴山国務大臣 本来しつかりと検討すべきな

に頭からそれをすつ飛ばしていいなどとは私は全

く考えておりませんので、中教審が大切な諮問機

関であり、そして、そのプロセスを経た上で行政

府として判断をし、そして立法府にお示しをす

る、これが通常のプロセスであるということは、

ぜひ、私も認識は全く同じですでの、そのことは

御理解をいただきたいと思います。

ただ、今回は、今私が申し上げているように、

総合的な状況について、我々としてベストを尽く

していただきたいというふうに思っています。

○城井委員 在学中受験というのは、それほど

軽い中身なんでしょうか。審議会を含めてきちん

とくらせるだけの大きな中身じゃないでしょうか。

○柴山国務大臣 諸君も同じ見解をし

てください」というふうに思つておられます。

○城井委員 中教審の関係の部会と、日弁連や法

科大学院協会の人のお話を聞くところのは、必ず

しも全てが重なるわけではないというのには、大

臣、当然御承知の上でおっしゃつておられるというふ

いので、これまでの慎重に慎重にくぐつてきた経緯は理解ができると思つてゐるんです。なのに、

在学中受験の中身の重さを考えたときに、みずか

ら設定した日程締切りでもつて急ぐのでといふの

では、では審議会は要らないというのと同じとい

うことになつてしまふんですね。

今回のこの在学中受験という法曹を目指す受験

生にとって人生を大きく握るがすような中身を、

その総合的な中で、在学中受験を選ぶかどうかと

いう人たちにとって、政府での検討は行政で一部

行うだけだ、審議会を通つていないというよう

な生にとつて人生を大きく握るがすような中身を、

その総合的な中で、在学中受験を選ぶかどうかと

いうことになつてしまふんですね。

○柴山国務大臣 在学中受験を認めるとどうかと

いうのは学生にとって大変大きい事柄であるとい

うのは、おっしゃるとおりだと思います。

ただ……(発言する者あり)そう、今ちょっと

待つてくださいね 初鹿さん。

まず、在学中受験を認めるということは、学生

にとってのオプションをふやすということです。

ですので、そのこと自体が、オプションをふやす

ということ自体が学生にとって不利益になるわけ

ではない。ただ、今おっしゃったように、それが

カリキュラムに影響するというのは、それは事実

であります。だからこそ、そのカリキュラムをどうし

ういう影響を及ぼし、ではカリキュラムをどうし

たらいいかといふことも含めて、我々は、例えば

日弁連とか法科大学院の皆様に御意見をお伺いし

て御理解をいただき、今こういう形でお示しをし

ていただきたいとともに、今後、今おっしゃったことも含めて、きちんととしたプロセスでもう一度詰めさせ

ていただきたいといふように思つておられます。

○城井委員 中教審の関係の部会と、日弁連や法

科大学院協会の人のお話を聞くところのは、必ず

しも全てが重なるわけではないといふのには、大

臣、当然御承知の上でおっしゃつておられるといふ

と、大半の学生には難解な授業となってしまう。法学部教育との連携については、こうした点を踏まえた検討が必要となる」という声も紹介されています。

伺いますけれども、このような懸念が示されてきたもので、どうやって法学部のカリキュラムと法曹コースのカリキュラムを両立させるおつもりなんですか。

○伯井政府参考人 お答えいたします。

今回、改正案では、法学部の法曹養成基礎課程、法曹コースを設け、学部の早期卒業を前提として、法科大学院既修者コースへ接続する3+2のルートを制度化するということで、先ほど御質問いただきましたように、学部三年間で、法律の基本科目について、学部の三年間、特に三年目あたりに法科大学院の未修の一年次の内容を修得できるカリキュラムを編成することが求められるということで、今御紹介いただきました法科大学院等特別委員会の中教審の議論におきましても、今御指摘のあつたような御意見があつたわけございました。

我々いたしましては、法曹コースの開設を検討するこうした大学の不安、疑問を解消するといふのは、新制度に円滑移行のために非常に重要なことは、新制度にて、法曹コースを大学に提供し、質疑応答集なども整理した形で全大学と共にしているところです。さあざまな資料を大学に提供し、丁寧な情報提供や説明に努めたいと考えておるところでございます。

そもそも、法曹コースの開設を検討している大學においては、法学部全体のあり方、あるいは果たしている役割というのを考え、学生を受け入れる責任ある立場ということを認識して、法案が成立した際には速やかに対応できるよう、しっかりと準備を進めていたく必要があるというふうに考えておりまして、文部科学省もいたしましても、大学に対して、この法曹コースの趣旨について周

知し、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○畠野委員 ことしの二月までのまとめた意見の中、こういふ不安の声が出ているんですよ。法案が通つたらそれからやりましょうという話じゃないじやありませんか。本当に、今の答弁で現場の懸念には応えられないと思います。

法学部教育は、学生全員が法曹を目指すのでは

なく、多くは、法学的素養を身につけて、社会の各分野においてリーガルマインドを發揮することが期待されているものです。そこに法曹養成に特化した法科大学院の教育内容を持ち込むという

ことで、学部の教育のあり方も、また法科大学院未修一年次の教育内容も、ふさわしく教えることが本当にできるのか。

先ほど紹介したような中教審での議論のよう

に、一般学生向けの民法と法曹コース向けの民法

を区別して設けるのは難しいのが大学の現状ではないでしょうか。であるならば、どうするのか。実は、聞いているのは、もう間に合いませんよ、無理ですよといふ声も聞かれるわけです。

文部科学省の「法曹コースの制度設計等について(案)」、これは二〇一八年十月五日に示されたものですから、そこでは、「法曹コースの形

態として、プログラムに登録した学生が指定された科目(法曹コースの学生のみを対象とした科目や学部・学科の全学生を対象とした科目)を履修する「履修プログラム方式」も可能とする」という

ふうに言つていたものが、ことしに入つて、二〇一九年一月二十八日では、クエスチョン、「法

曹コースの形態について、以前までは「履修プログラム方式」も可能との整理であったが、この考

え方は維持されているのか。」に対して、アンサー

一、「履修プログラム方式」により法曹コースを開設することも可能であるが、とした後に、「同

方針については、学生が所属する学部・学科・課程等の履修区分の中で、法曹コースの教育上の目的を達成するために体系的に教育課程が編成さ

なつてゐる必要がある。体系的というのは、伺いましたら、大変高度である。ただばらばらに今までの理念が否定されるものでないかといふような御指摘が当たるものではないかという学べばいいんじゃない、相当高いレベルになると

そこで何いたいんですが、柴山大臣が、先日の委員会で、法曹コースを標準とする御答弁され

ました。

既に、早期卒業や飛び入学を活用して、法科部

教育と法科大学院の既修者コースを接続させる

コースを設けている法科大学院は存在しますけれども、その多くは、受験偏差値や司法試験合格率

が高い大学だと思います。法曹コースをつくつて、一般的の学部生向けとは区別された、法科大学院未修一年目に相当する授業をできるのは、こうした大学にならざるを得ないのでではないだろうか

と思うんです。

あわせて、先日の質問で、在学中受験の導入は

与党の文科・法務合同部会からの提案だったといふ答弁がありました。そのことについて伺いたい

と思います。これは具体的にどういう提案だったのでしょうか。

○小出政府参考人 お答えいたしました。

昨年の七月に行われた与党の法務・文部科学合同部会におきまして、出席した議員から、まず、多様かつ有為な人材確保に向けた制度改革として、地方の法学部や法科大学院にも配慮しつつ、法科大学三年、法曹コースですね、在学後、法科大学院二年コースに進学できる制度、3+2を創設し、その運用を標準化すること、それから、法科大学院の全国的な定員規模の合理化として、法科大学院の定員について二千三百人程度の現状規模の範囲内で当面制度的に管理し、予測可能性の高い養成制度を実現することといった内容とあわせまして、これらの法科大学院改革を踏まえた司法試験のあり方、見直しとして、司法試験について、いわゆるギャップタームの解消、法科大学院在学中受験の実現も含め、必要かつ速やかな見直しを行うことといった改革の方向性が具体的に提

案され、また、法科大学院を修了した者の法曹分野に限られない社会での活躍のために必要な環境整備への取組といったことも示されました、これらの方針に関する意見交換が行われたところでござります。

これらの改革の方向性に大きな異論はなかつた

ものと承知しております。

○畠野委員 去年の七月にそのような与党の部会

からの提案で議論がされたということでした。

それでは伺いますが、文部科学省の方からは、こうした件について、法務省、文科省、日弁連、法科大学院協会などと意見交換をしながら検討してきたと説明されましたが、いつどこでどのよう議論をされ、それは公開された議事録があるんでしょうか。

○伯井政府参考人 まず、法科大学院協会につきましては、関係者の意見を聞きながら検討を行つたというものでございますが、昨年九月に、大学院としての教育が維持されることなどを条件としてこの在学中受験というのを了承いただいているところがござります。

また、法務省との間におきましては、いつどこでといつわけではなく、法科大学院制度と、法務省が所掌する司法試験制度をパッケージとして改革を行うということで、日ごろから協議を重ね、今回の閣議決定に至る立案に至つたものでござります。

○畠野委員 一〇一九年二月四日の法科大学院協会理事長から「法科大学院協会会員校の皆さまへ」という連絡文書が出ております。その中でこのように言つております。「法案の内容に関する資料として、別添のポンチ絵を入手しています。あくまで検討途中の一案として内々入手したものであり、今後大きく変更される可能性も多分にあるということであつたため」、「混乱を招くことを避ける観点から会員校に対する情報提供時期について、慎重にタイミングを見計らつてきたところです。おりしも、法務省・文部科学省において一月末からこの資料を用いて議員への説明を始めるとの最新情報に接したところであります。これを機に会員校への情報提供を行うことと致しました。」。

九月と言つておりますが、実際、会員校の皆様へというふうに理事長から伝えられたのは、二月四日、ことしではありませんか。

その文書の続きには、「現時点において、司法試験制度に関しては、(1)司法試験の法科大学院在学中受験資格を導入すること、(2)法科大学院在学中受験資格については、受験資格を取得して

も、実際に受験しなければ受験期間のカウントを開始しないこと、(3)法科大学院在学中受験資格により司法試験に合格した者については、法科大学院を修了しなければ司法修習生となることができないこと、の三点について、方向性が決まっていふふうに言つておられます。」、こうふうに言つておられるんですね。

大臣に確認です。それで、先ほど議論になつておられたのか、されなかつたのか、そのことだけお答えください。

○柴山国務大臣 中央教育審議会法科大学院等別委員会においては、司法試験の在学中受験について議論を明示的に行つたということはございません。

○畠野委員 大問題ですよね。柴山大臣は、法務相ではないですね、文部科学大臣ですよね。まさに教育のことをつかさどる。

しかも、今回、法科大学院だけじゃないんですよ。大学の学部の問題も、四年制を三年制にする法曹コースをつくるんですよ。そして、3+2と言つてきたけれども、その3+1を過ぎたところ

で、修了前に司法試験を法曹を目指して受験できるようになりますよ。

○畠野委員 大臣はおつしやるんだけれども、それに向けて決めてきた、十五年前から進めてきた、いろいろな問題はあるでしょう、あつたでしょう、であるならば、もう一回原点に立ち戻つて、拙速で

はなく、具体的に事実に基づいて一部の与党の部会で言われて、はい、そうですかと、正確な議事録もないところで、一応法科大学院協会にも言いましたよと。法科大学院協会たつて困つたと思

いますよ。何だからそういう法曹コースが始まらない、各大学でも、大学院でも、手を挙げようかどうしようかと、期待も出たり、でも不安もあつた

うしようかと、うしようかと、そういうのは公

り、一体どうなるんだろかと。そういうのは公のところで議論しなくちゃならないんじゃないですか。

私は、プロセス教育といいながら、教育の現場において、つかさどる者として、きちんと審議会にもかけない、議題にもしない、これは本当に、正がまた同じ悪循環の一環になるのではないかとう危惧というのは、当然誰もが持つておかしくはないんじゃないかなと思います。

そこで、まず最初にお聞きをしたいのは、従来結局、大臣は、諮問をしていかなかつたことを法案に入れる、答申も受けていなことを法案に入れるとかと云つておられます。これは、この委員会で、法務委員会じやないんです、ここは文部科学委員会なんです、真剣に教育のこと、大学のこと、大学院のこと、そして専門職大学院たる法科大学院のことについて、これからよい議論を、はつきり言つて十五年ぶりに初めてやろうというわけです。それぐらいの大きな変更じゃありませんか。何だと思っているんですかといふことがあります。

私は、先ほどから同僚議員が言つているように、この法案は撤回して、もう一回出し直すべきだということを申し上げたいと思います。

それで、私、最後に……

○亀岡委員長 質疑時間が来ております。

○畠野委員 もう時間ですか。わかりました。

では、このときは、もう一回やりたい。そして、法務大臣と文部科学大臣がやはり一緒になつて、このことを真剣に議論する、今回そういう法律案になつてゐるわけですから、そのことを求めて、質問を終わります。

○串田委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田でございます。

いろいろな委員がかなり厳しい質問をしてきた

といふのも、ある一定の状況を変えたことによつて、それをはつきりと失敗だと、参考人質疑の中では、一番今回の改正に関して積極的に賛成を

されました。法務副大臣からは、緊急な状況と

ある一定の改正をしたことによってここまでマイナスな評価をされるということは極めて珍しいことなんじやないかなと思いますので、今回の改正がまた同じ悪循環の一環になるのではないかとう危惧というのは、当然誰もが持つておかしくはないんじゃないかなと思います。

○柴山国務大臣 再三申し上げておる通り、私は、旧司法試験制度においてずっと受験をしてきた人間であります。

旧司法試験制度におけるいわゆる点のみの選抜から法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度への転換は、実務力や実践力も含めて認めてしまつたことから、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となつて、司法試験合格者についても、当初の目標が実現できない中で、法科大学院修了者の合格率が、七、八割どころか二、三割と、全体として低迷する事態となつてしまつた。また、法曹を目指す多くの学生も時間的、経済的負担が大きいと感じるようになつてしまつた。また、法曹の将来にわたる私どもの需要の見込みも当初と大分異なつてしまつた。

今回の改革案は、こうした状況を踏まえて、法科大学院を中心としたプロセスとしての法曹養成制度の再構築を図るものでありまして、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度に転換したこと自体は正しいと考えておりますけれども、これからしっかりと立て直しに取り組んでいく必要があると私は考えております。

○階議員 御質問をありがとうございます。

大臣からもお話をありましたとおり、プロセスとしての法曹養成制度ということを目指していた

わけで、このこと 자체は理念としては正しかったと思うんですが、結果的には、プロセス、すなわち線として法曹養成制度がまだ構築されていないということなんだと思います。

法科大学院に入ったからといって合格率が特に上がるわけでもなく、むしろ、法科大学院に行つてもなかなか合格できないということから法科大学院の受験者数もどんどん減ってきてる。そして、質、量ともに豊かな法曹を養成するのがこのプロセスとしての法曹養成制度の目標だったわけですけれども、それも達成されず、質も量も低下してきている。そんな状況だと思います。

すなわち、P D C Aでいえば、Pのところは正しかったと思いますが、実行した結果まずかった。これからCとAをしっかりとやらなくてはいけないと思うんですけど、今委員が御指摘のとおり、今回の閣法であれば、また悪循環、P D C Aサイクルは回らないのではないかという危惧を抱いておりまして、そうであれば、もともとの司法試験の受験制度の方が、いろいろなことを考えますと、現在の制度よりもよりよいのではないかと。我々の提案は、まさにそのような観点から考えたものでございます。

○串田委員　お二人の回答の中から、どちらもプロセスというのがありました。

プロセスということであるならば、法科大学院を卒業して受験するというのが、本来今まであつたものでありましたが、今回は、一年たつた後、いわゆる法学部であれば、四年生の部分を大学院に置きかえ、そして卒業する前に試験を受験することができるという意味では、プロセスといふものをむしろ縮退させていく改正になつていくのではないかなどと、ふうに思うんですが、あえて入学会まで、二十七、八万円ですか、法科大学院の受験料、入学金も用意させ、学部は三年に削り、そしてプロセスという二年間を一年に縮めて受験させるということに関しては、本来のプロセスと、いう部分からは、逆に逆行していくのではないかというふうにも思えるんですが、お二人の提案者

から、この点についてお聞きをしたいと思いま
す。
○柴山国務大臣 そもそも、プロセスによる法曹
養成というのは、法科大学院教育を通じて司法試
験に確実に合格できるよう、「さまざま」なプログ
ラムを通じて体系的な学修を行う、それから、実
務力、実践力を含めて法曹のプロフェッショナル
を育成していくためには、司法試験だけではなく
て、実務ですとか、あるいは倫理観ですとか、多
様な、要するに需要に応じた学修をするということ、
と、こういったことも指しているものであります。
確かに、今回の3+2を制度化したことによつ
て期間は若干短くはなりますけれども、そういつ
た理念そのものがなくなってしまうというわけで
はございません。
いざれにいたしましても、こういった短縮した
期間による教育であつても、充実した法科大学院
教育と厳格な成績評価、修了認定によって、その
実を失わせないように、しっかりと制度設計を試
みたいと考えております。
○階議員 まさに、プロセスとしての法曹養成制
度がもう空洞化しているということなんだと思います。
本来、プロセスとしての法曹養成制度は、大学
を終わった後、いろいろな学部の人が、二年とか
三年をかけてしっかり学んで、そこで学べば七、
八割が司法試験に合格する、さらに、その後、司
法修習も経て、これでプロセスが完結するという
ことだったわけですが、その法科大学院、
受験生が法科大学院に通えば受かるというような
ことではなくてきたことによつて、みんな、
予備試験ルートに流れた。
この予備試験ルートに流れしていく人を引き込む
ために、期間を短縮して、そして、最短では大学
四年で卒業したとの同じぐらいのタイミングで受
かるようになつてしまふということであれば、何
のために大学を卒業した後、プロセスといふこと
で法科大学院に通うことを求めたのかというのが

わからなくなってしまったであります。今回の政府案は、まさに、プロセスとしての法曹養成制度の自己否定だと思っております。

○串田委員　そこで、従来の試験が法曹としての豊かな法曹人を選べなかつたのか、あるいは養育することができなかつたのかというところをお聞きしたいと思うんですが。

階委員は、もともと銀行にお勤めの中で司法試験を受験されて合格をされたということでありました。当時は、いろいろな学部から合格をして、そして、そういう学部の人は、法学部の人から見るとむしろ大変優秀で、短期に合格をしている人が非常に多かつたという印象なんですが、そういう意味では、法学部、法科大学院といふルートをつくってしまって、そういう、何か多彩な人をシャツダウンしてしまったんじゃないかというような気もいたしますが、お二人とも、そういう意味での経験の中でも、従来の試験では多彩な人を選べなかつたのかどうか、周りの環境なども含めまして、体験などをお話しただければと思います。

○柴山国務大臣　おっしゃるところは、社会人でありますけれども、必ずしも他学部あるいは社会人から、要はそういう、要するに、学部卒業生が受けれる試験と条件的にはパラレルではありますけれども、今おっしゃつたように、そういうひつた社会人ととかから入つてこられる方というのは、いわば、今委員御自身が御指摘のとおり、大変能力の高い方なのかなというふうに思います。

また、もう一つ、そういう方でも、通常であれども何度も何度も試験にチャレンジをされる方が一般であります。それはなぜかといえば、旧司法試験、つまり点のみの試験で、あと合格率、合格率まで言つちやうとちょっと別のファクターだと

いうふうに前回委員おつしやつたから、本当はそれをちょっと外さなくちやいけないのかもしませんが、点による選抜ですと、どうしてもやはり問題の当たり外れによつて、能力があつても合格ができないといつことがありますので、法科大学院によるプロセスによる選別といつのは、厳格な成績評価や修了認定によつてある程度真に能力がある者が修了することができ、そしてそれを修了されすれば、その修了者の七割から八割を受け入れる、合格をさせるといつふうにしても、いわば粒がそんなにばらつきはないよ。

そういう制度設計にすることによつて充実した法科大学院教育、厳格な成績評価、修了認定を前提とした法科大学院教育といつもののもし実現すれば、より多くの方がきちんとあるべき合格というものができる制度になるのではないかといつことで制度設計をさせていただいたといつことがあります。

○階議員 私は、おつしやるとおり、銀行に勧めておりますと、銀行が破綻したことによつて、司法試験、何とか受かるううと思つて何度も受けましたけれども、ようやく受かつたといつ口であります。そもそも、大学も形式的には法学部でしたけれども、実質的には野球部で、グラウンドにしか行つておりませんでした。ですから、普通はこういう人間が弁護士になるといつのは珍しいんだと思ひますけれども、やはり、法科大学院に通わなくちやいけないといつハーダルがあれば、私は受かることはなかつたんだろう。

法科大学院に通えばお金も時間もかかります。また、通つたところで受かるかどうかもわからぬといつのが現実でした。その上に、受かつた後も、収入は以前ほどでもない。すなわち、弁護士が大量供給されたことによつて待遇も下がつてしまつたら、私は、法科大学院を目指すこともなかつたし、今はどこで何をしてゐるかわからぬい、こんなこと』であります。

ように、大変優秀な人が多いというのも事実だと思うんですね。そういうような人を未修習といふことで法科大学院に三年間また入つてもらうといふことが本当に必要なんだろうか。今、階委員がおつしやられたように、いろいろな経験を踏んでやつてこられた方があるわけですから、素養とかといふのも独自に体験されていらっしゃると思うので、そういう意味で、あえてそういうルートしか残さないということ自体が果たして本当にいいことなんだろうかといふことが非常に疑問なわけなんですけれども。

先ほど大臣が非常に危機的な状況とおつしやられて、その危機的な状況が何であるのかというのはちょっとまだ明らかにされていないんですけども、受験生の激減といふのが一つの危機的な状況なのかな。現実にプロセス自体はあるわけで、そこから、そうなると、今回の改正で激減したもののが回復することになるのかどうか、これは議法と衆法があるわけですから、どちらの方がこの危機的な状況を回復することになるのかというとの選択肢というのも、当然、大臣としても考えていただいんだと思うんです。もう法科大学院ありきというわけではなかつたと思うんですよ。そういう意味での、この危機的な状況をどちらが回復をするのかという点に関しては、お一人とも、どのような理解だったんでしょう。お聞きしたいと思います。

○柴山国務大臣 司法試験受験生が激減することが、まさしく今委員が御指摘のとおり、我々が緊急に解決しなければいけない問題であつたといふように考えております。

その原因が、まさしく、先ほど階議員からも御紹介をいたいたないように、法科大学院をせつかくつくったのに司法試験合格率が二割から三割と低迷してしまっている、また、法曹資格取得までに時間もかかるし経済的負担もかかるこれが大きな不安や迷いとなつてしまつたということだと理解しております。

ですので、私ども政府の提案としては、そこに

ついてしっかりと、在学中受験も認めるという形も含め、しっかりとした受験生に対するニーズを満たす負担軽減といふものを行つております。さらに、予備試験のあり方についても今後これと並行して見直しをすることとして、私としては十分魅力のある法曹制度といふものが構築でき、受験生がしっかりと戻つてきてくれるというよう確信をしております。

〔副委員長代理退席、委員長着席〕

○階議員 プロセスとしての法曹養成制度を追求していくということは、やはりそれなりの時間とかお金がかかるものです。だけれども、それに見合うだけのリターンがあるからみんな法科大学院に通つている。だけれども、もう今やそういうリターンが期待できないから法科大学院に入る人が減つてるので、少し時間とお金をかからないようになります。だから、これは本末転倒だと思うんですね。プロセスとしての法曹養成を、理念をどんどん捨ててきている。その背景には、おつしやるとおり、志願者の減少で、背に腹はかえらなくなってきたということがあるわけです。

でも、そこでとるべきことは、法科大学院の理念に反するような改革ではなくて、司法試験の受

○柴山国務大臣 これは、これまで点による合格者選抜をしていたとか、それとの関係で、必要なグループ演習ですか、あるいは起

司法試験の終わつた後にずっと、かつては一年

間、そして私が修習をしたときは一・五年とい

うような形で、だんだん短くなつてきた気はしま

したけれども、そこで遅まきながらプロセス教育

をしていたということだと思います。

だけれども、今回の制度設計においては、やは

りそれは、要するに法科大学院といふ形で、選抜

を行うところからプロセスによつて、そういうこ

とができる人をなるべく幅広く資格を与えていく

ということを我々としては目指していることか

ら、要するに、司法修習のプロセスということに

ついては一年間ということで済むように、法科大

学院におけるプロセスの教育をより充実させる。

トータルとしては、やはりしっかりとしたプロセ

ス教育を行つ。そういう考え方です。

○階議員 御指摘のとおり、私どもの法案は修習

の期間を二ヶ月延ばす。その背景には、現在の法

科大学院の教育が実務教育が必ずしも十分に行わ

そうということなんですねけれども、非常に短期に合格をする人は法科部の学部だけでも合格をしていた人もいて、その後、研修所で二年間実務を研究できたという意味では、実務だとそこそこの法曹の、いろいろな文化の観察に行つたりも研修所でありました。そういうことで、方向性として、誰でもどの学部でも合格ができる、そのかわり研修所の期間はまたといったものがなくなつていつて一年になつたといふことで、方向性として、誰でもどの学部でも合格ができる、そのかわり研修所の期間はまた

前のような期間を設けるようにしていくといふことも考えられると思うんですが、そうじやなく

て、研修所の方を短くして法科大学院にするといふことの意義といふものがちょっとわかりづらい

と思うので、お二人の方から、どうして研修所の

方を縮めて法科大学院にしたのかといふことをお

聞きしたいと思います。

田先生がおつしやつたように、さまざま社会的

な経験、私どものときは、例えば新幹線の車内清掃であるとか介護施設での実習とか、あるいは障

害者福祉施設での作業のお手伝いとか、いろいろ

なことをさせていただきました。そうしたことを

実務家になる前に学ぶということも大変意義があ

ります。

そうしたことを鑑みれば、法科大学院が修習の機能の一部を担うのはやはり大変なことだ、そこ

で、一年二ヶ月の修習期間、二ヶ月延ばすこと

で、実務家としての必要な能力、あるいは串

田先生がおつしやつたように、さまざまな社会的

な経験、私どものときは、例えば新幹線の車内清

掃であるとか介護施設での実習とか、あるいは障

害者福祉施設での作業のお手伝いとか、いろいろ

なことをさせていただきました。そうしたことを

実務家になる前に学ぶということも大変意義があ

ります。

それで、実務家としての必要な能力、あるいは串

田先生がおつしやつたように、さまざまな社会的

な経験、私どものときは、例えば新幹線の車内清

掃であるとか介護施設での実習とか、あるいは障

害者福祉施設での作業のお

います。先ほど、在学中受験に関して、審議会の中で議題になりました、ならないというお話をありました。その際に、それでいいんだ、そして、学生にとつてオプションがふえるんだ、だからいいんだというようなことを大臣、たしか答弁されたと思います。一体どういう意味なんでしょう。

○柴山国務大臣 司法試験の在学中の受験については、法科大学院教育改革の検討状況を踏まえて、法務省において、法科大学院在学中受験を認めめる必要性、合理性、そして、それを実現する場合の具体的制度のあり方などのさまざまな観点から、文部科学省と連携して銳意検討が行われ、決定をされたものであります。

この過程において、法科大学院協会等の関係者の意見も聞きながら検討させていただいたところであって、法科大学院協会としても、昨年九月に、大学院としての教育が維持されるということを条件として御了承いただいたということです。こういったことを総合的に勘案すれば、文部科学省、私どもいたしましては、中央教育審議会で明示的に議論となつてはおりませんでなければ、それが法曹資格取得までの時間的、経済的負担の軽減に資する道を要するにつけ加えたといふことでありまして、今回の改正案の提出はお認めいただきたい、そういう趣旨でございます。

○吉川(元)委員 つまり、時間が短縮できるといふ一つのオプションをつけ加えたからいいんだということでしょうか。

改正案の提出が認められるというように、その前の中教審後いろいろな、さまざまaproセスも含めて総合的に御理解をいただきたい、そういうことでございます。

○吉川(元)委員 大臣が先ほど御自分の言葉で答えられたんです。多分あれは、僕は見ていました

けれども、紙は読んでいませんでした。大臣の言葉として、学生にとってオプションがふえるといふ言い方をされたんです。

それはどういう意味なのか。それは、経済的、時間的に短縮できるからという意味で、学生にとつて、こういう言い方はいいかどうかわかります。

せんけれども、お得になる、だからいいんだという意味で言つたんですか。

○柴山国務大臣 先ほど、今おっしゃるとおり、紙を見ずに私は自分の言葉で申し上げたんですけども、今委員から改めて御質問をいたしましたので、私が申し上げたとおり、学生等にとって、要するに時間的、経済的負担の軽減に資する道を新たにつくるということで、ぜひ御理解をいただきたいというよう思います。

○吉川(元)委員 そうすると、私、非常に大もとからおかしくなるんじやないかと。

司法制度改革の出発点、そしてそれは今なお引き継がれているということで、大臣、何度もおっしゃっていますけれども、点による選抜ではなくてプロセスとしての法曹養成、これがもともとの司法改革の根底にあります。今回もそれは引き継がれているというお話をですよね。

ところが、在学中に、時間の短い、四年で受験資格を得て、いわゆる司法試験を受け合格、その後の結果として経済的にも時間的にも短縮できるといふのであれば、それは点による選抜ぢゃないんですね。

しかも、これは、たとえ四年終わつた段階で司法試験に合格したとしても、もう一年間は法科大学院にいなきゃいけないんでしょうか。

法曹として必要な学識、応用能力、実務の、基礎的素養のみならず、要するに、実務上それ以外に

参考人の質疑の際に、伊藤参考人の方から何度も何度も強調されたのは、多様性、開放性、公平性、こういった言葉が何度も強調されました。

一方、法科大学院入学者の三割以上を法学未修者や社会人とすべきとしてきた基準は昨年三月に撤回されました。多様性、開放性、公平性の尺度となり得る未修者の法曹養成目標を撤回しなければならなかつたというのは、現行制度はやはりどこかに欠陥があるんだろうというふうに思いました。

けれども、紙は読んでいませんでした。大臣の言葉として、学生にとってオプションがふえるといふ言い方をされたんです。

それはどういう意味なのか。それは、経済的、時間的に短縮できるからという意味で、学生にとつて、こういう言い方はいいかどうかわかります。

せんけれども、お得になる、だからいいんだといふ意味で言つたんですか。

○柴山国務大臣 先ほど、今おっしゃるとおり、紙を見ずに私は自分の言葉で申し上げたんですけども、今委員から改めて御質問をいたしましたので、私が申し上げたとおり、学生等にとって、要するに時間的、経済的負担の軽減に資する道を新たにつくるということで、ぜひ御理解をいただきたいというよう思います。

○吉川(元)委員 そうすると、私、非常に大もとからおかしくなるんじやないかと。

司法制度改革の出発点、そしてそれは今なお引き継がれているということで、大臣、何度もおっしゃっていますけれども、点による選抜ではなくてプロセスとしての法曹養成、これがもともとの司法改革の根底にあります。今回もそれは引き継がれているというお話をですよね。

ところが、在学中に、時間の短い、四年で受験資格を得て、いわゆる司法試験を受け合格、その後の結果として経済的にも時間的にも短縮できるといふのであれば、それは点による選抜ぢゃないんですね。

しかも、これは、たとえ四年終わつた段階で司法試験に合格したとしても、もう一年間は法科大学院にいなきゃいけないんでしょうか。

法曹として必要な学識、応用能力、実務の、基礎的素養のみならず、要するに、実務上それ以外に

参考人の質疑の際に、伊藤参考人の方から何度も何度も強調されたのは、多様性、開放性、公平性、こういった言葉が何度も強調されました。

一方、法科大学院入学者の三割以上を法学未修者や社会人とすべきとしてきた基準は昨年三月に撤回されました。多様性、開放性、公平性の尺度となり得る未修者の法曹養成目標を撤回しなければならなかつたというのは、現行制度はやはりどこかに欠陥があるんだろうというふうに思いました。

○柴山国務大臣 今申し上げた、要するに、時間なりますよ、それは。

その審議会の中で議論した3+2、これは大変議論をされたというふうに聞いております。

ドオフになるのではないかという御指摘でござりますけれども、在学中受験資格の導入の後も、法科大学院は、あくまでプロセスとしての法曹養成制度の中核として、将来の法曹として必要な理論と実務能力を培う場としての役割を担うものであります。

法科大学院の在学中に受験したとしても、その前の学部の三年間と、それから、法科大学院に入つてから一年プラス受験の年、そして、受験をしてから実際に法科大学院を卒業するまで、これだけのやはりプロセスというものは確保をされているわけでありまして、司法試験の合格に加えて、今申し上げたように、法科大学院の修了を司法修習生の採用要件としているわけであります。

こうしたことから考えると、法科大学院におけるプロセス教育の充実というものは引き続き図られて、今申し上げたように、法科大学院の修了を司法修習生の採用要件としているわけであります。

○吉川(元)委員 ちょっと私、通告した質問をしたいのですが、そこで引き続きやらなきやいなであります。だとすれば、それは節約になつていいんじゃないですか。

○柴山国務大臣 そこがまさしくプロセス教育といふことになります。法科大学院においては、在学期間である三年間あるいは二年間を通して、法曹として必要な学識、応用能力、実務の、基礎的

的なものを負担を軽くするためにやると。だとしても、合格した瞬間に司法修習に入ればいいじゃないですか。それはそれで引き続きやらなきやいなであります。だとすれば、それは節約になつていいんじゃないですか。

○吉川(元)委員 ちょっと私、通告した質問をしたいのですが、そこで引き続きやらなきやいなであります。それはそれで引き続きやらなきやいなであります。だとすれば、それは節約になつていいんじゃないですか。

○柴山国務大臣 そこがまさしくプロセス教育といふことになります。法科大学院においては、在学期間である三年間あるいは二年間を通して、法曹として必要な学識、応用能力、実務の、基礎的

的なものを負担を軽くするためにやると。だとしても、合格した瞬間に司法修習に入ればいいじゃないですか。それはそれで引き続きやらなきやいなであります。だとすれば、それは節約になつていいんじゃないですか。

○吉川(元)委員 いや、それだと事実上予備校に

は、つまり、それまで4+3ないし4+2でやつてきたものを3+2でやつて、プロセスとしての完結はできるだらうというふうな議論があります。

ところが、在学中受験といふのはそこで議論されないといふことは、プロセスとしての法曹養成する課程のこの3+2について、根本的に違つものが途中から持ち込まれた。それについて、いわゆる審議会の中で全く議論をせずに、後からつけ加えた。

そして、しかも、大臣いわく、学生にとってもオプションがふえるからいいんだ。だつたら、私はそう思いませんけれども、旧制度に戻してしまえばいいじやないです。

それこそ時間とお金の節約になりますし、途中でプロセス、プロセスといふながら、最後の段階で結果的には違うものが持ち込まれたといふのは、しかも、審議会の中でこれについて、これが果たしてプロセスとしての法曹養成、それを邪魔するものになるのかならないのか、それすら議論もしないまま法案が提出をされたといふことは、私はやはり大きな問題だと思います。

もう時間がないので、通告していた質問を少しそせていただきたいと思います。

参考人の質疑の際に、伊藤参考人の方から何度も何度も強調されたのは、多様性、開放性、公平性、こういった言葉が何度も強調されました。

同じことは司法制度改革審議会の意見書の法科大学の教育理念の中でも強調されています。

一方、法科大学院入学者の三割以上を法学未修者や社会人とすべきとしてきた基準は昨年三月に撤回されました。

多様性、開放性、公平性の尺度となり得る未修者の法曹養成目標を撤回しなければならなかつたというのは、現行制度はやはりどこかに欠陥があるんだろうというふうに思いました。

なぜ三割という目標を撤回しなければならなかつたのか、お答えください。

○伯井政府参考人 御指摘の、三割以上とする努力義務を課す文科省告示につきましては、法科大学院において受験者の適性を的確かつ客観的に判定するための入学者選抜を厳格に実施し、質の高い多様な者を入学させて費曹として輩出することを促すためなどの理由で、平成三十年三月、多様な知識又は経験を有する者を入学させる努力義務といふのは堅持しつつ、数値基準については設定しないというふうにしたものでございます。

一方 今年度の入学者のうち、未修者の割合は約三一%と実はなつております。今後とも未修者、社会人の受入れというものに尽力してまいりたいと考えております。

が取りまとめた文書、名称が非常に長いので、基本的な方向性というふうに呼ばせていただきますが、この取りまとめにおいて、三割目標の見直しが提言をされております。その理由は、未修者の大学院入学の減少、さらに、未修者コースを所定の三年間で修了できるのが半数程度という例を挙げ、三割以上という基準を維持することは、入学者の質の保証の観点から適切でない、こういうふうにしております。

要は、未修者は法科大学院に入学しても既修者に追いつかない、あるいは追いついていけない学生が多い、だから三割も入学させても仕方がない、こういうふうに言っているとしか私にはを感じません。しかし、スタート時点がそもそも違う未修者が、既修者と比べて知識の量などが劣るのには、ある意味これは当然だろうと。

ところが、基本的な方向性では、共通到達度確認試験などにより、学生の質保証の仕組みを整備すべきだというふうにしております。これは、未修者であっても、レベルが高く、短期間に既修者に追いつくことが可能と思われる人材だけを入学させればいい、こういうふうに言っているのではないかという気がいたします。

しかし、必要なこと、これは私は非常に驚いた
んですけれども、学生の質の保証、これが教育機
関の言うことなのかというふうに思わざるを得ま
せん。スタート時点で既修者からこれはもう当然
おくれているわけですけれども、未修者コースの
三年で既修者と同等の知識や能力を身につけるこ
とができるよう、問われるべきなのは法科大学
院の教育の質ではないのか、教育の質を保証する
ことが問われているのではないか。
ところが、この方向性の中では、学生の質とい

未修者、社会人の入学者割合ですか、あるいは司法試験合格率ですか、こういった数値目標を設定させていただいて、継続的に把握、検証を行っていきたいと考えております。

コース以外出身の法学部生に対する法科大学院への進学機会をしっかりと確保することとしております。

また、今回の改正案については、未修者や社会人にに対する入学者選抜の配慮について、今答弁をさせていただいたとおり規定をしているほか、法改正とあわせた改革として、未修者教育、社会人教育への支援を含むり張りある予算分配を継続することとしておりますので、多様性の確保というものはしっかりと推進していくべきだと思います。

んじやないんですか。
関連して伺いますけれども、他方、法科大学院への入学に際し、未修者に対し、改正連携法の十一条は、適切な配慮を行う義務を課しています。この配慮の具体的な中身を聞かせてください。
○伯井政府参考人 今回の改正案におきまして
○吉川(元)委員 未修者の進級判定などを行う共通到達度確認試験、今年度から本格実施をされるということであります。が、試行試験が行われてない際には、法学未修者から既修者に順次これを拡大していくということがされております。

は、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するということから、入学者選抜の時期、方法等について、例えば、理系学部等の特定分野からの選抜枠の設定でございましたり、あるいは、知識の量よりも法的な思考力を問うような丁寧な口述試験の実施などの工夫によりまして、法学未修者や社会人に対する配慮義務ということを行つてもらうよう、こうした義務を規定することとしております。

○吉川(元)委員 関連して大臣にお聞きします。

それでいくといふなります。五名一貫體のコレクションが世界をなしますが、これらが未修者にとっては、法曹はますます遠い世界になつていくよう気がいたします。五年一貫型を奨励しつつ、どのようにして多様性を確保しようと考えていらっしゃいますか。

○柴山國務大臣　今御指摘をいただきました、法曹コース修了予定者を対象とする選抜枠の設定を認める一方で、法曹コース以外の学生ですか、未修者、社会人の枠も確保するということから、当該選抜枠は各法科大学院の入学定員の二分の一を上限とすることとしております。これによつて、今お話をさせていただいた法学未修者や法曹

コース以外出身の法学部生に対する法科大学院への進学機会をしっかりと確保することとしております。また、今回の改正案については、未修者や社会人に対する入学者選抜の配慮について、今答弁をさせていただいたとおり規定をしていくほか、法律改正とあわせた改革として、未修者教育、社会人教育への支援を含むめり張りある予算配分を継続することとしておりますので、多様性の確保といふものははしっかりと推進していくかたいと想います。

○吉川(元)委員 未修者の進級判定などを行う共通到達度確認試験、今年度から本格実施をされるということであります。試行試験が行われてない際には、法学未修者から既修者に順次これを拡大していくことがされております。

昨年三月、特別委員会が取りまとめた基本的な方向性でも、少し言い回しは変わっていませんけれども、本格実施された後、既修者コースや法学部の学生も受験できるような開放性のあるものとすることが期待をできる、こうふうふうにされております。

いるものですけれども、これを読ませていただきました。試行試験としては最後となつたことし三月の到達度確認試験では、対象が、法科大学院一年次は未修者コースの学生のみ、二年次は未修者と既修者双方といふふうになつております。

そこでお聞きしますけれども、本格実施においても、一年次は未修者、二年次は未修者と既修者

〇伯井政府参考人 平成三十年七月に開催された中教審の法科大学院等特別委員会におきまして、共通到達度確認試験につきましては、平成三十二年点、本格実施においては全ての法科大学院で実施するようになるのか、この点はいかがでしようか。

年度から法科大学院協会と日弁連法務研究財団が実施主体となつて本格実施するということ、それから、未修者教育の質の保証を図る観点を最優先として、全ての法科大学院の一年次学生が原則として受験することとされましたので、第一回の本格実施におきましては、全ての法科大学院一年次の学生のみを対象とするということで決定されました。

○吉川(元)委員 ちょっとほかもたくさん聞きたいことがありますので、それについてまた次回質問したいと思います。

以上で終わります。

○亀岡委員長 次に、笠浩史君。

○笠委員 未来日本の笠でございます。

本当に平成最後の文科委員会の質疑ということで、しっかりと、また大臣、答弁をお願いしたいと思います。

順番をかえます。

先ほど城井委員の方から、いわゆる在学中の受験についての決定における、この法案を作成するに至ったプロセスについて、本当に、これは参考人の質疑においても、関係の皆さんから、この点についてのオープンな議論が全く行われていなかつた中身もさることながら、審議をきちっとやつていなければいけないかと、密室批判というものがやはり強く出されたわけですね。

ちょっと確認をさせていただきたいんですが、

先ほど、平口副大臣、こういった状況について、いろいろな審議会等々で諮詢する、あるいはそこで議論をいただく、そういったことは緊急事態においては必ずしも必要不可欠といふことではないんだというような答弁を、私は、先ほど伺つたようないい意見を聞いて立案したものでござります。○笠委員 可能な限りとおっしゃいますけれども、ちょっと改めてお伺いをしたいと思います。

○平口副大臣 緊急事態であることは間違いないわけございまして、審議会に取つてかわるものとしては、法科大学院協会や日弁連から可能な限り意見を聞いて立案したものでござります。

○笠委員 可能な限りとおっしゃいますけれども、

そのときに、例えば与党側からそういう意見があがつたときに、やはりこの問題というのは大変なことだ、根幹にかかる、まさにこの法曹養成の根幹にかかるような問題なんだという認識はお持ちでしたか、副大臣。

○平口副大臣 それは持っていたと思います。○笠委員 それだけの認識をお持ちだったら、何らかの形で、もっとオープンな形でいろいろな議論をする、あるいはいろいろな意見を聞く、そういう場を設けよう、あるいは審議会を開く、何かそういうことは検討されたんでしょうか。

○平口副大臣 繰り返しになりますが、日弁連や法科大学院協会等の意見を聞きました。

○笠委員 そういやなくて、今聞いたといふことじゃなくて、そういうふたつとも幅広に、きちっとオープンな議論、あるいは、申しわけないけれども、日弁連あるいは法科大学院協会だけじゃないでしよう。

ただ、これだけ今関係の方々がいろいろな、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、

柴山大臣はお持ちですよね。いかがですか。柴山国務大臣 答弁をさせていただいたところで、この在学中受験というのは確かに学生にとって重要な論点であることは、私も認識は共通でございます。

ただ、文部科学省といたしましても、在学中受験の導入は、法曹資格の取得までの時間的、経済的負担の軽減に資する道を加えるものであるといふことであると考えております。総合的に検討させていたいた結果、今回の改正案を国会の方にお出しをしていくことでの御理解をいただきたいと思います。

そもそも、この法科大学院制度が導入されて、もう十五年たつわけでございます。今回法改正をすると、当たつて、この十五年間の制度改正後のことをいろいろな形で、さまざま総括、あるいは分析を当然ながらされた上で、今回の法案の提案があるんだというふうに思つております。

まず、法務省の方にお伺いをしたいたと思いますけれども、一つには、法曹の量的拡大と質的充実を図るために司法制度改革というものが行われた

わけござりますけれども、この質といふことにについて、やはり多様な人材をしっかりと受け入れていくんだというようなこともありますですが、昔の旧司法試験時代と比べて、新しい制度を導入して以降、そういう点についてのどうなった成果があつたのか、その点をお答えいただきたいと思

○柴山国務大臣 再三密室ということをおつしやつておられるわけですけれども、平成三十年十月五日の中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、二名の委員から、司法試験の在学中受験に関する発言はございました。そして、これに対して、委員として参画している法務省の担当課長の方から、在学中受験に関する検討状況、また、在学中受験が法科大学院の教育に影響があるということを踏まえて、関係者の意見を聞きながら検討していきたいということについて発言があつたということは伺つています。

○笠委員 いや、二名の方からとか、そういうレベルの話を私はしているわけじゃないんですよ。やはりそれは、私が密室だと言つているんじやなくて、まさに当事者である法科大学院、まさにそこで、いろいろな関係者の方々からそういう批判が出ているんです。

それは大臣も、やはりこれは本当に根幹にかかるような重要な問題なんだという意識は、では

柴山大臣はお持ちですよね。いかがですか。

柴山大臣はお持ちですよね。いかがですか。

柴山国務大臣 答弁をさせていただいたところで、この在学中受験というのは確かに学生にとって重要な論点であることは、私も認識は共通でございます。

ただ、文部科学省といたしましても、在学中受

験の導入は、法曹資格の取得までの時間的、経済的負担の軽減に資する道を加えるものであるといふことであると考えております。総合的に検討

させていたいた結果、今回の改正案を国会の方にお出しをしていくことでの御理解をいただきたいと思います。

そもそも、この法科大学院制度が導入されて、もう十五年たつわけでございます。今回法改正を

するに当たつて、この十五年間の制度改正後のことをいろいろな形で、さまざま総括、あるいは分析を当然ながらされた上で、今回の法案の提案があるんだというふうに思つております。

まず、法務省の方にお伺いをしたいたと思いますけれども、一つには、法曹の量的拡大と質的充実を図るために司法制度改革というものが行われた

います。

○平口副大臣 お答えいたします。

平成十六年に開始した法科大学院を中心とする法曹養成制度の導入以降、第一に、組織内弁護士が、企業内弁護士でもいいんですけれども、この十年間に十倍近く増加するなど、法曹有資格者の活動領域が着実に広がったということ。

それと、弁護士がない、あるいは一人しかいない地域である、いわゆるゼロワン地域が全国的にほぼ解消されたということ。

そして、旧司法試験合格者総数のうち、四年制大学の法学部系統の学部に在籍した者以外の者、それが一三%でございましたが、平成十八年から平成三十年までの法科大学院修了資格に基づく四年制大学の法学部系統の学部に在籍していた者以外の者の割合が一八%となつております。それで、さあざまな分野で活躍している具体的な事例についての紹介等は実施しております。

○笠委員 先ほど、恐らく、今回の司法試験制度をどうしていくのかということにおいては、中には、やはりもう昔の方に戻した方がいいじゃないか、誰もがきちっと一発で受けいくといふようないいこと、そういう意見もある中で、それが物すごく多いかどうかは別として、今回、この法科大

学院制度というものをきちっと継続していく、これが中核としてこれからも法曹養成をしていくといふ、まさに考え方には変わりはないわけですね。

そのときに、今、地域的なばらつきが解消されたとかいろいろなことをおつしやったけれども、法務省の方にお伺いしたんだけれども、この質問のはどういう形で評価をされる、あるいは、法務省としては、新しい司法制度改革導入以降、これが行われて以降、どういうふうな形でチェックをされてきたのかということをお伺いしたいと思います。

○小出政府参考人 お答えいたします。

多様で質の高い法曹を確保する、非常に重要なことだと思っております。

この人材の質、あるいは多様性がどのように確保されているかといふどのような調査、分析をしております法曹養成制度改革連絡協議会におきま

しては、現行の法曹養成制度のもとで、医師や建築士あるいは専業主婦など多様なバックグラウンドを有する者が、法科大学院教育を受け弁護士となつて、さまざまなかたが、法曹を目指す、目

とくちつとチェックをしていただかなければならぬと思います。

ちよつと文科省の方に伺いたいんですけれども、先ほどもあつたように、当然ながら、そのためには、社会人の経験者であつたり、あるいは純粹未修者、こういった人たちが法曹を目指す、目

指す道をしっかりと広げていくことがまず第一になつてくるわけです。

先ほど、入学者選抜に関する努力義務の、三割以上という数値目標は平成三十年に撤回をした。ただ、引き続き、努力義務だけは今堅持されているんですね。

では、逆に、旧司法試験のときと比較して、この未修者あるいは社会人経験者の司法合格者の割合といふものはふえてるんでしょうか。そのことを教えてください。

○伯井政府参考人 私どもの持つているデータでは、法科大学院修了者の司法試験合格者に占める非法学部出身者の割合を法務省において公表している情報をもとに算出いたしますと、最初に未修者コースを修了した者が受験した平成十九年の司法試験の場合、非法学部出身者は約二二%でございました。一番直近の平成三十年は一三%と低下しております。

一方、社会人出身者に関する入学の状況につきましては、毎年度の修了者数あるいは司法試験の合格状況について状況把握をしておりません。

○笠委員 何か、結局はやつてないわけですよ。

常に、制度を新たにつくるときには理念として掲げるけれども、では、その掲げている理念、法曹への多様な人材の受け入れといふものが、やはりうたつていたわけですね。では、それがきちんと

いたいと思います。

○小出政府参考人 お答えいたします。

だ、しかし、まだまだ十分じゃないけれども、司法試験時代に比べてきちんと上がつてきていた

る、だから、この制度を基本にしながら、そして、もつともっとその流れを加速させるために今回もいろいろな改善をしていくんだというのだからわかるんですよ。

だから、これはしっかりと、法務省さんとしては、どういうような形で、要するにこれから時代にふさわしい人材というものがきちっと養成をされているのかどうかということは、やはりもつとチェックをしていただきかなればならないと思います。

ちよつと文科省の方に伺いたいんですけれども、先ほどもあつたように、当然ながら、そのためには、社会人の経験者であつたり、あるいは純粹未修者、こういった人たちが法曹を目指す、目指す道をしっかりと広げていくことがまず第一になつてくるわけです。

ちよつと、これは法務省かな、平成三十年で結構なんですが、法科大学院ルートで千百八十人の方が司法試験に合格をされています。予備試験ルートで三百三十六人の方が合格をされております。それぞれ、このうち、未修了、社会人の方々が何人おられるのか、それを教えてください。

○小出政府参考人 お答えいたします。

平成三十年の司法試験合格者のうち、出願時点まで社会人であつたと考えられる者の割合でございまますが……(笠委員)出願時点じゃない、合格者」と呼ぶ)合格者のうちでござりますか。(笠委員)

「もちろん合格者」と呼ぶ)はい。

平成三十年の司法試験合格者のうち、出願時点まで社会人であつたと考えられる者の割合につきましては、社会人であつたと考えられる者の割合につきま

して、法科大学院修了資格に基づく者が五・四

%、予備試験合格資格に基づく者が約一四%という数字でござります。

○笠委員 今、五・四%ですよね、法科大学院ルートが。そして、予備試験ルートの方は一四%といふことによろしいですね。うなずいていた

いたいことは、ある意味では、これからの予備試験のあり方を検討していくときに、まさにこの社会人や未修了の人たち、これをふやしていかう

ということになつたときに、今は予備試験があるからふえている点もあるわけですね。予備試験の方が圧倒的に、やはり合格する割合が多いわけですね、そういう方々の。

ということは、本当にこの予備試験が、やはり多様な人材の確保に向けた、間口を広げる一定の役割は果たしているというようなことも私は言えますので、ちょっと時間が参つたので、次回その続きをさせていただきたいと思いますけれども、また、ぜひそういった点も含めて議論を続けたいと思います。

どうもありがとうございました。

○亀岡委員長 次回は、来る五月八日水曜日午後一時十五分理事会、午後一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会